

企画総務委員会

令和8年2月27日

1 議案審査

- (1) 議案第6号 千代田区公告式条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第8号 千代田区行政手続条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第10号 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第7号 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第11号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (7) 議案第17号 区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約について 【資料】
- (8) 議案第18号 (仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について 【資料】
- (9) 議案第19号 (仮称)四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について 【資料】
- (10) 議案第20号 (仮称)四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について 【資料】

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 千代田区文化芸術プラン(第5次)の策定について 【資料】
- (2) 第3期千代田区スポーツ振興基本計画の策定について 【資料】
- (3) 新スポーツセンター基本計画について 【資料】
- (4) (仮称)新九段生涯学習館基本構想(素案)に対するパブリックコメントの結果について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 令和8年度組織整備(案)について 【資料】

3 その他

公示のデジタル化に向けた条例改正について

1 概要

現在、区役所の門前掲示場に書面を掲示することにより行っている条例及び規則の公布や居所不明者等に対する各種書面の公示送達について、関係する法律の改正に伴い、及び区民の利便性の向上を図るため、インターネットを利用して行うことができるよう条例改正する必要がある。

2 対象条例

- (1) 千代田区公告式条例
- (2) 千代田区行政手続条例
- (3) 千代田区特別区税条例

※ 千代田区後期高齢者医療に関する条例についても同様の改正あり

3 施行期日

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日
- (2)、(3) 関係する法律の規定の施行日

千代田区公告式条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、条例及び規則の公布に関し必要な事項を定める千代田区公告式条例（昭和40年千代田区条例第6号）について、デジタル化の推進により区民の利便性の向上を図るため、条例及び規則の公布の方法を改める必要がある。

2 改正概要

（1） 条例及び規則の公布について、インターネットを利用する方法（※）によることを可能とする。

※ 区ホームページを活用する。

（2） その他規定整備

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

新旧対照表

○千代田区公告式条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区公告式条例 昭和40年3月31日条例第6号 地方自治法第16条に基き制定</p> <p>（目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布） 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>インターネット</u>を利用し、<u>又は区役所の門前掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>（区規則の公布） 第3条 <u>千代田区規則（次項において「区規則」という。）</u>を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を<u>記入</u>しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、区規則に準用する。</p> <p>（規程の公表） 第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項</u>の規定は、区長の定める規程で公表を要するものに準用する。</p> <p>（その他の規則及び規程の公表） 第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項</u>の規定は、区長を除く区の機関の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、<u>同項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○千代田区公告式条例 昭和40年3月31日条例第6号 地方自治法第16条に基き制定</p> <p>（目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布） 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>区役所の門前掲示場に掲示してこれを行なう。</u></p> <p>（区規則の公布） 第3条 <u>区規則</u>を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を<u>記入</u>して<u>区長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、区規則に準用する。</p> <p>（規程の公表） 第4条 <u>前条</u>の規定は、区長の定める規程で公表を要するものに準用する。</p> <p>（その他の規則及び規程の公表） 第5条 <u>前2条</u>の規定は、区長を除く区の機関の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、<u>第3条第1項中「区長名」とあるのは「当該機関名」と、「区長印」とあるのは「当該機関印」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

千代田区行政手続条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）が一部改正され、同法の規定による通知の公示送達（※）がデジタル化されることに伴い、区条例について同様の改正する必要がある。

※ 行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示又は公示をする制度

2 改正概要

（1） 聴聞の通知等の公示送達について、規則で定める方法（※）によることを可能とし、掲示場への掲示等を併せて行う。

※ インターネットを利用する方法（区ホームページを活用する。）

（2） その他規定整備

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日（一部改正法の規定の施行日）

新旧対照表

○千代田区行政手続条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区行政手続条例 平成8年3月29日条例第2号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで (現行に同じ) (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (5)から(7)まで (現行に同じ) 2 (現行に同じ) (区の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつ</p>	<p>○千代田区行政手続条例 平成8年3月29日条例第2号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで (略) (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (5)から(7)まで (略) 2 (略) (区の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつ</p>

て行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1)から(4)まで (現行に同じ)

(5) 当該不利益処分の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (現行に同じ)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (現行に同じ)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨 (以下この項において「公示

て行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 当該不利益処分の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに当該通知がその者に到達したものとみなす。

事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2から4まで (現行に同じ)
(続行期日の指定)

第22条 (現行に同じ)

2 (現行に同じ)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2から4まで (略)
(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千代田区行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例による。

千代田区特別区税条例の一部を改正する条例について

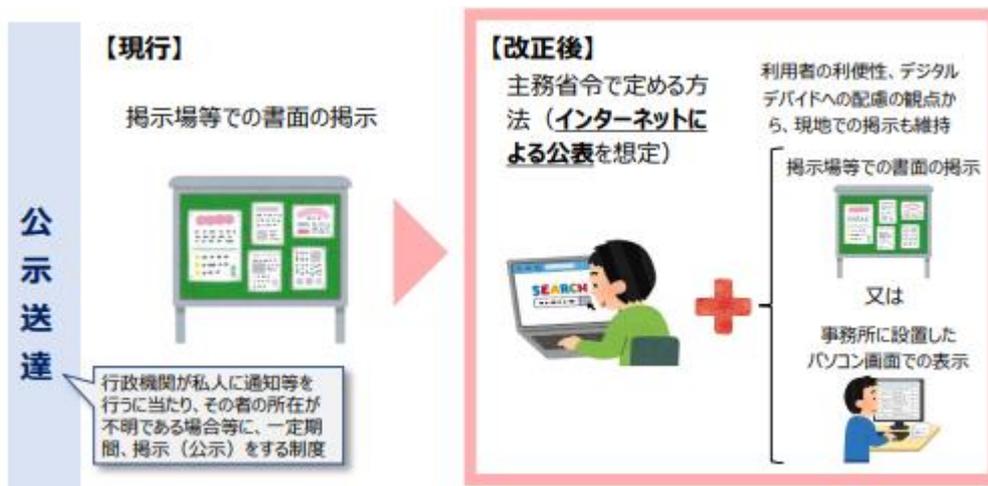
1 条例改正の事由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、千代田区特別区税条例の一部を改正する。

2 条例改正の概要

特別区税に係る公示送達について、公示事項を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）で定める方法（区ホームページでの公表を想定）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、又は公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

《参考》公示送達の見直し



※デジタル庁資料「デジタル規制改革推進の一括法について」より抜粋

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和 8 年 6 月末までの政令で定める日から

※地方税法の一部改正 令和 5 年 3 月 31 日法律第 1 号第 2 条

公布の日から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

新旧対照表

○千代田区特別区税条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により<u>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を千代田区公告式条例(昭和40年3月千代田区条例第6号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、千代田区公告式条例(昭和40年3月千代田区条例第6号)第2条第2項に規定する<u>掲示場に掲示して行なうものとする。</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第15条 (現行に同じ)</p> <p>2及び3 (現行に同じ)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>5及び6 (現行に同じ)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p>	<p>5及び6 (略)</p>
<p>1 <u>この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p>	
<p>2 <u>この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p>	

千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、区議会議員及び区長の選挙におけるビラ作成及びポスター作成の公費負担額の引き上げを行う。

2 改正内容

(1) ビラの作成の公費負担（条例第7条関係）

区 分	改正単価	現行単価
1枚当たり	8円38銭	7円73銭

(2) ポスターの作成の公費負担（条例第10条関係）

区 分	改正単価	現行単価
1枚当たり	586円88銭	541円31銭

[参考]

公費負担の対象	公費負担の限度額
選挙 運動 用 自 動 車	1 自動車借入契約 各日について16,100円 @16,100円 × 7日間 = 112,700円
	2 燃料供給契約 @ 7,700円 × 7日間 = 53,900円
	3 運転手雇用契約 各日について12,500円 @12,500円 × 7日間 = 87,500円
選挙運動用ビラ	<区長選挙> @8円38銭 × 16,000枚 = 134,080円 改正前(123,680円)
	<区議会議員選挙> @8円38銭 × 4,000枚 = 33,520円 改正前(30,920円)
選挙運動用ポスター	ポスター掲示場の数 104か所 (R8衆議院議員選挙時) 単価：(586円88銭×104か所+316,250円)÷104か所=3,628円 (1円未満端数切り上げ) @3,628円 × 104枚 = 377,312円 改正前(372,632円)

3 施行日

公布日

4 添付書類

新旧対照表

新旧対照表

○千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（目的） 第1条～第6条（現行のとおり） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p>	<p>（目的） 第1条～第6条（略） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p>
<p>第7条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>第7条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>
<p>第8条～第9条（現行のとおり） （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p>	<p>第8条～第9条（略） （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p>
<p>第10条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ</p>	<p>第10条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ</p>

により、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第11条 (現行のとおり)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

により、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第11条 (略)

「職員の給与に関する条例」の一部改正について

令和7年「職員の給与等に関する報告及び勧告」、行政系及び技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直し等を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、「職員の給与に関する条例」の一部改正を行う。

1 改正内容

(1) 給料表の改定等(第6条、別表第1、別表第2)

① 行政職給料表(1)

管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現、早期昇格者の処遇改善のため、次のとおり改定する。

- 5級(課長級)は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。(別表第1)
- 6級(部長級)は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とし(別表第1)、昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。(第6条第4項)

② 行政職給料表(2)

人材確保及び世代間の給与配分の適正化の観点から、給料表を切り替える。(別表第1)

③ 医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)

行政職給料表(1)との均衡を基本に見直す。(別表第2)

(2) 宿日直手当の上限額引き上げ(第18条の2)

給料表の改定に伴い、宿日直手当額が上限額を超過する可能性があることから、上限額を9,000円から9,500円(年末年始から始まる勤務は11,300円から11,800円)に引き上げる。

(3) 管理職員特別勤務手当の見直し(第18条の3)

国の取扱いとの均衡等を踏まえ、週休日等以外の日における支給対象時間を午後10時から午前5時の間に拡大するとともに、150/100を乗ずる勤務の対象を整理する。

(4) 差額支給の終了(附則第9条)

平成30年の行政系人事制度及び技能・業務系人事制度改正に係る給料表の切替に伴う差額支給について、令和8年3月31日をもって終了する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和8年4月1日

表1 宿日直手当の上限額の改正

	改正後	現行
上限額	<u>9,500 円</u>	<u>9,000 円</u>
※年末年始から始まる勤務	<u>11,800 円</u>	<u>11,300 円</u>

表2 管理職員特別勤務手当の見直し

(1) 対象時間の拡大

	改正後	現行
週休日等 における勤務	全日	全日
週休日等以外 における勤務	<u>午後 10 時</u> から午前5時	<u>午前0時</u> から午前5時

(2) 150/100 を乗ずる勤務の対象の整理

		改正後	現行
週休日等 における勤務	6時間 未満	100/100	100/100
	6時間 以上	150/100	150/100
週休日等以外 における勤務	6時間 未満	100/100	100/100
	6時間 以上	<u>150/100</u>	＝

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
（初任給及び昇格昇給等の基準）	（初任給及び昇格昇給等の基準）
第6条（現行に同じ）	第6条（略）
2及び3（現行に同じ）	2及び3（略）
4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（ <u>行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、零号給</u> ）とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。
5から9まで（現行に同じ）	5から9まで（略）
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第18条の2（現行に同じ）	第18条の2（略）
2（現行に同じ）	2（略）
3 宿日直手当の支給額は、第1項に規定する勤務1回につき、 <u>9,500円</u> （1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間の日から始まる勤務にあつては、 <u>1万1,800円</u> ）を超えない範囲内において定める。	3 宿日直手当の支給額は、第1項に規定する勤務1回につき、 <u>9,000円</u> （1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間の日から始まる勤務にあつては、 <u>1万1,300円</u> ）を超えない範囲内において定める。
4（現行に同じ）	4（略）
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。	第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。
2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u> であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u> であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（ <u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u> ）とする。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（1）第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得	（1）第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得

<p>て区規則で定める額</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>4 (現行に同じ)</p> <p>別表第1 (第5条関係) (別紙のとおり)</p> <p>別表第2 (第5条関係) (別紙のとおり)</p>	<p>て区規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) (別紙のとおり)</p> <p>別表第2 (第5条関係) (別紙のとおり)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>(特定の職務の級の切替え)</u></p>	
<p>2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表(2)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。</p> <p><u>(号給の切替え)</u></p>	
<p>3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1アに掲げる行政職給料表(1)、同表イに掲げる行政職給料表(2)、別表第2イに掲げる医療職給料表(2)及び同表ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げる職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。</p> <p><u>(施行日前の異動者の号給の調整)</u></p>	
<p>4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、任命権者は、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p><u>(復職等の日における号給調整の特例)</u></p>	
<p>5 施行日の前日から引き続き休職中等(初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第18号)第33条の規定による休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中</p>	

又は停職中をいう。以下同じ。)の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

(2) 復職等の日に昇格する職員(施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年千代田区条例第4号。附則第9項において「一部改正条例」という。)附則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。)

(施行日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日に昇格、降格、昇給、降給、転職等をする場合の号給決定は、附則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第2項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。

(委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 一部改正条例の一部を次のように改正する。

(別紙 新旧対照表のとおり)

附則別表第1 (別紙のとおり)

附則別表第2 (別紙のとおり)

(改正後)

(現行)

別表第1 (第5条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
	78	284,100	345,100	395,100	422,900		
	79	285,200	346,000	396,000	423,600		
	80	286,300	346,900	396,700	424,200		

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
	78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
	79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
	80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	287,300	347,600	397,500	424,800		
	82	288,400	348,400	398,300	425,300		
	83	289,500	349,100	399,000	425,800		
	84	290,500	349,800	399,600	426,300		
	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
100	307,700	358,200	407,800	433,400			
101	308,600	358,700	408,300	433,800			
102	309,600	359,100	408,800	434,200			
103	310,600	359,600	409,300	434,600			
104	311,500	360,100	409,700	435,000			
105	312,400	360,600	410,100	435,400			
106	313,300	361,000	410,500	435,800			
107	314,200	361,400	410,900	436,200			
108	315,100	361,800	411,300	436,600			
109	315,900	362,200	411,700	437,000			
110	316,700	362,600	412,100	437,400			
111	317,400	363,000	412,500	437,800			
112	318,100	363,400	412,900	438,200			
113	318,700	363,800	413,300	438,600			
114	319,400	364,200	413,700	439,000			
115	320,000	364,600	414,100	439,400			
116	320,600	365,000	414,500	439,800			
117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
	82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
	83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
	84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
	85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
	86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
	87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
	88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
	89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
	90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
	91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
	92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
	93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
	94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
	95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
	96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
	97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
	98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
	99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100		
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600		
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100		
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100		
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600		
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100		
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600		
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100		
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600		
110	316,700	362,600	412,100	437,400			
111	317,400	363,000	412,500	437,800			
112	318,100	363,400	412,900	438,200			
113	318,700	363,800	413,300	438,600			
114	319,400	364,200	413,700	439,000			
115	320,000	364,600	414,100	439,400			
116	320,600	365,000	414,500	439,800			
117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
139	329,200						
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
139	329,200						
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

(改正後)

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
40	220,200	295,000	332,800	379,500	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	178,900	238,400	254,700	262,200
	2	179,600	239,200	256,300	263,900
	3	180,300	240,500	257,900	265,500
	4	181,000	241,900	259,500	267,300
	5	181,700	243,200	261,200	269,000
	6	182,400	244,500	262,700	270,700
	7	183,100	245,800	264,400	272,400
	8	183,800	247,200	266,000	274,200
	9	184,500	248,600	267,700	275,900
	10	185,200	250,400	269,600	277,700
	11	185,900	252,300	271,700	279,400
	12	186,600	254,100	273,800	281,200
	13	187,300	256,000	275,600	282,800
	14	188,300	257,300	277,500	284,500
	15	189,300	258,500	279,000	286,200
	16	190,300	259,800	280,600	288,000
	17	191,300	261,100	282,100	289,700
	18	192,200	262,300	283,700	291,500
	19	193,000	263,600	285,100	293,100
	20	193,900	264,800	286,600	294,900
	21	194,900	266,000	288,100	296,700
	22	195,900	267,100	289,600	298,700
	23	196,700	268,300	291,100	300,900
	24	197,600	269,400	292,600	303,100
	25	198,500	270,600	294,000	305,300
	26	199,500	271,600	295,500	307,100
	27	200,500	272,800	297,000	309,000
	28	201,500	273,800	298,400	310,700
	29	202,500	275,000	299,800	312,500
	30	203,600	276,100	301,200	314,200
	31	204,800	277,200	302,600	316,000
	32	206,000	278,200	304,000	317,700
	33	207,100	279,300	305,500	319,400
	34	208,300	280,400	306,900	321,200
	35	209,900	281,400	308,300	322,900
	36	211,400	282,500	309,600	324,600
	37	212,600	283,500	311,100	326,300
	38	213,500	284,600	312,500	327,900
	39	214,100	285,600	313,900	329,600
40	214,700	286,600	315,300	331,200	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700
	45	225,700	300,000	337,100	386,000
	46	226,800	301,000	337,900	387,100
	47	227,900	302,000	338,700	388,200
	48	229,000	303,000	339,500	389,300
	49	230,100	303,900	340,300	390,300
	50	231,200	304,800	341,100	391,300
	51	232,300	305,700	341,900	392,300
	52	233,400	306,600	342,700	393,300
	53	234,400	307,500	343,400	394,300
	54	235,400	308,400	344,100	395,300
	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500	
71	252,400	320,000	354,700	408,100	
72	253,400	320,500	355,200	408,700	
73	254,400	321,000	355,700	409,100	
74	255,400	321,500	356,200	409,400	
75	256,400	322,000	356,700	409,700	
76	257,400	322,500	357,200	410,000	
77	258,400	323,000	357,700	410,300	
78	259,400	323,500	358,200	410,600	
79	260,400	324,000	358,700	410,900	
80	261,400	324,500	359,200	411,200	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	215,400	287,700	316,600	332,700
	42	216,100	288,700	318,000	334,300
	43	216,800	289,800	319,300	335,900
	44	217,700	290,900	320,600	337,500
	45	218,500	292,000	322,000	339,000
	46	219,300	292,900	323,300	340,600
	47	220,200	294,000	324,600	342,300
	48	221,100	295,000	325,900	343,700
	49	222,100	296,000	327,200	345,200
	50	223,100	297,000	328,500	346,700
	51	224,200	298,100	329,800	348,200
	52	225,300	299,100	331,000	349,500
	53	226,500	300,100	332,200	350,800
	54	227,500	301,100	333,300	352,100
	55	228,500	302,100	334,500	353,400
	56	229,600	303,000	335,500	354,800
	57	230,800	303,800	336,400	356,000
	58	231,800	304,700	337,300	357,100
	59	232,800	305,500	338,200	358,300
	60	233,900	306,300	338,900	359,300
	61	235,000	306,900	339,800	360,300
	62	236,000	307,600	340,600	361,100
	63	237,000	308,300	341,400	362,000
	64	238,100	308,900	342,000	362,900
	65	239,200	309,300	342,600	363,800
	66	240,200	309,800	343,300	364,500
	67	241,200	310,400	343,900	365,200
	68	242,200	310,800	344,500	365,900
	69	243,200	311,300	345,100	366,600
70	244,200	311,900	345,600	367,300	
71	245,300	312,400	346,100	367,900	
72	246,300	312,800	346,500	368,500	
73	247,300	313,300	347,000	369,100	
74	248,300	313,700	347,400	369,600	
75	249,300	314,200	347,800	370,200	
76	250,300	314,600	348,200	370,800	
77	251,300	315,100	348,700	371,300	
78	252,300	315,400	349,100	371,700	
79	253,300	315,800	349,500	372,100	
80	254,300	316,300	350,000	372,600	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	262,400	325,000	359,700	411,500
	82	263,400	325,500	360,200	411,800
	83	264,400	325,900	360,700	412,100
	84	265,400	326,300	361,200	412,400
	85	266,400	326,700	361,700	412,700
	86	267,400	327,100	362,100	413,000
	87	268,400	327,500	362,500	413,300
	88	269,400	327,900	362,900	413,600
	89	270,400	328,300	363,300	413,900
	90	271,400	328,700	363,700	414,200
	91	272,400	329,100	364,100	414,500
	92	273,400	329,500	364,500	414,800
	93	274,400	329,900	364,900	415,100
	94	275,400	330,300	365,300	415,400
	95	276,400	330,700	365,700	
	96	277,400	331,000	366,000	
	97	278,400	331,300	366,300	
	98	279,400	331,600	366,600	
	99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200		
101	282,400	332,500	367,500		
102	283,400	332,800	367,800		
103	284,400	333,100	368,100		
104	285,400	333,400	368,400		
105	286,400	333,700	368,700		
106	287,400	334,000	369,000		
107	288,400	334,300	369,300		
108	289,300	334,600	369,600		
109	290,200	334,900	369,900		
110	291,100	335,100	370,200		
111	292,000	335,300	370,500		
112	292,900	335,500	370,800		
113	293,800	335,700	371,100		
114	294,700	335,900	371,400		
115	295,600	336,100	371,700		
116	296,500	336,300	372,000		
117	297,400	336,500	372,300		
118	298,300	336,700	372,600		
119	299,000	336,900	372,900		
120	299,700	337,100	373,200		

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	255,300	316,700	350,300	373,000
	82	256,300	317,100	350,700	373,400
	83	257,400	317,500	351,100	373,800
	84	258,400	318,000	351,500	374,200
	85	259,400	318,400	352,000	374,600
	86	260,400	318,800	352,400	375,000
	87	261,400	319,100	352,800	375,500
	88	262,400	319,500	353,200	375,800
	89	263,300	319,800	353,500	376,200
	90	264,300	320,200	353,900	376,600
	91	265,300	320,500	354,200	377,000
	92	266,200	320,900	354,500	377,400
	93	267,300	321,200	354,900	377,700
	94	268,300	321,600	355,200	378,100
	95	269,300	321,900	355,600	378,400
	96	270,200	322,300	355,900	378,800
	97	271,200	322,600	356,300	379,100
	98	272,200	323,000	356,600	379,500
	99	273,100	323,400	357,000	379,800
100	274,100	323,700	357,300	380,200	
101	275,100	324,100	357,600	380,500	
102	276,100	324,500	358,000	380,900	
103	277,100	324,900	358,300	381,200	
104	278,100	325,300	358,700	381,600	
105	279,000	325,700	359,000	381,900	
106	280,000	326,100	359,400	382,300	
107	281,000	326,500	359,700	382,600	
108	282,000	326,900	360,100	383,000	
109	282,800	327,300	360,400	383,300	
110	283,700	327,600	360,700	383,700	
111	284,700	327,900	361,100	384,000	
112	285,500	328,200	361,400	384,400	
113	286,300	328,500	361,800	384,700	
114	287,100	328,800	362,100	385,100	
115	288,000	329,100	362,500	385,400	
116	288,800	329,400	362,800	385,800	
117	289,500	329,700	363,200	386,100	
118	290,300	330,000	363,600	386,500	
119	290,900	330,300	364,000	386,800	
120	291,500	330,600	364,400	387,200	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	300,400	337,300	373,500	
	122	301,100	337,500	373,800	
	123	301,800	337,700	374,100	
	124	302,500	337,900	374,400	
	125	303,200	338,100	374,700	
	126	303,900	338,300	375,000	
	127	304,600	338,500	375,300	
	128	305,300	338,700	375,600	
	129	306,000	338,900	375,900	
	130	306,600	339,100	376,200	
	131	307,200	339,300	376,500	
	132	307,800	339,500	376,800	
	133	308,400	339,700	377,100	
	134	309,000	339,900	377,400	
	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
160	319,800				

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	292,100	330,900	364,800	387,500
	122	292,700	331,100	365,200	
	123	293,300	331,300	365,600	
	124	293,800	331,500	366,000	
	125	294,300	331,700	366,400	
	126	294,700	331,900	366,800	
	127	295,100	332,100	367,200	
	128	295,500	332,300	367,600	
	129	295,800	332,500	368,000	
	130	296,100	332,700	368,400	
	131	296,500	332,900	368,800	
	132	296,900	333,100	369,200	
	133	297,200	333,300	369,600	
	134	297,500	333,400	370,000	
	135	297,900	333,500	370,400	
	136	298,200	333,600	370,800	
	137	298,600	333,700	371,200	
	138	299,000	333,800	371,600	
	139	299,300	333,900	372,000	
	140	299,700	334,000	372,400	
	141	300,000	334,100	372,800	
	142	300,300	334,200	373,200	
	143	300,600	334,300	373,600	
	144	300,900	334,400	374,000	
	145	301,200	334,500	374,400	
	146	301,400	334,600	374,800	
	147	301,700	334,700	375,200	
	148	302,000	334,800	375,600	
	149	302,300	334,900	376,000	
	150	302,500		376,400	
	151	302,800		376,800	
	152	303,100		377,200	
	153	303,400		377,600	
	154	303,600		377,900	
	155	303,900		378,200	
	156	304,200		378,500	
	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
	159	305,100			
160	305,400				

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	161	305,700			
	162	306,000			
	163	306,300			
	164	306,600			
	165	306,900			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

別表第2 (第5条関係)
イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000	

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	
80	286,900	346,900	396,700	424,200		

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	
	93	300,400	354,800	404,500	430,400	
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	
100	307,700	358,200	407,800	433,400		
101	308,600	358,700	408,300	433,800		
102	309,600	359,100	408,800	434,200		
103	310,600	359,600	409,300	434,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000		
105	312,400	360,600	410,100	435,400		
106	313,300	361,000	410,500	435,800		
107	314,200	361,400	410,900	436,200		
108	315,100	361,800	411,300	436,600		
109	315,900	362,200	411,700	437,000		
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600		415,300			
119	322,000		415,700			
120	322,400		416,100			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	300,400	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	466,600
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600	
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600		415,300			
119	322,000		415,700			
120	322,400		416,100			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
140	329,500					
141	329,800					
142	330,100					
143	330,400					
144	330,700					
145	331,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
140	329,500					
141	329,800					
142	330,100					
143	330,400					
144	330,700					
145	331,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

(現行)

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000	

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100	
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600	
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100	
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600	
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100	
77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600	
78	289,400	345,100	395,100	422,900		
79	290,400	346,000	396,000	423,600		
80	291,500	346,900	396,700	424,200		

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000	
73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500	
74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000	
75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500	
76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100	
77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700	
78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	
100	311,500	358,200	407,800	433,400		
101	312,400	358,700	408,300	433,800		
102	313,300	359,100	408,800	434,200		
103	314,200	359,600	409,300	434,600		
104	315,100	360,100	409,700	435,000		
105	315,900	360,600	410,100	435,400		
106	316,700	361,000	410,500	435,800		
107	317,400	361,400	410,900	436,200		
108	318,100	361,800	411,300	436,600		
109	318,700	362,200	411,700	437,000		
110	319,400	362,600	412,100	437,400		
111	320,000	363,000	412,500	437,800		
112	320,600	363,400	412,900	438,200		
113	321,100	363,800	413,300	438,600		
114	321,600	364,200	413,700	439,000		
115	322,000	364,600	414,100	439,400		
116	322,400	365,000	414,500	439,800		
117	322,700	365,400	414,900	440,200		
118	323,100		415,300			
119	323,500		415,700			
120	323,900		416,100			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100	
101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600	
102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100	
103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600	
104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100	
105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600	
106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100	
107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600	
108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600	
110	319,400	362,600	412,100	437,400		
111	320,000	363,000	412,500	437,800		
112	320,600	363,400	412,900	438,200		
113	321,100	363,800	413,300	438,600		
114	321,600	364,200	413,700	439,000		
115	322,000	364,600	414,100	439,400		
116	322,400	365,000	414,500	439,800		
117	322,700	365,400	414,900	440,200		
118	323,100		415,300			
119	323,500		415,700			
120	323,900		416,100			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
135	329,200					
136	329,500					
137	329,800					
138	330,100					
139	330,400					
140	330,700					
141	331,000					
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
135	329,200					
136	329,500					
137	329,800					
138	330,100					
139	330,400					
140	330,700					
141	331,000					
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6

83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28

59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	

150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37

70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

2 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13

46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（附則第9項による改正）

新（改正後）		旧（現行）	
附則（平成30年3月23日条例第4号）		附則（平成30年3月23日条例第4号）	
1から4まで（現行に同じ）		1から4まで（略）	
5	<u>削除</u>	<u>（給料の切替えに伴う経過措置）</u>	
5		5 <u>施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u>	
6	<u>削除</u>	6 <u>施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u>	
7	<u>削除</u>	7 <u>施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u>	
8から17まで（現行に同じ）		8から17まで（略）	
附則別表第1（附則第2項関係）	（現行に同じ）	附則別表第1（附則第2項関係）	（略）
附則別表第2（附則第3項関係）	（現行に同じ）	附則別表第2（附則第3項関係）	（略）
附則別表第3（附則第4項関係）	（現行に同じ）	附則別表第3（附則第4項関係）	（略）

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）が令和 7 年 5 月 21 日付で公布された。

これにより、薬局製造医薬品承認事項一部変更の承認申請に関する項が改められたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正概要

法律の改正に伴い、別表（2）の事務 28 の 5 で引用する法律の項ずれが生じたことから、条例の一部を改正する。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

4 新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）			
○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定				○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定			
別表（第3条関係） （2）衛生関係手数料				別表（第3条関係） （2）衛生関係手数料			
事務	名称	種別・単位	金額	事務	名称	種別・単位	金額
28 の 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更申請手数料	1 品目につき	140円	28 の 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更申請手数料	1 品目につき	140円

区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約について

1 工事場所及び内容

(1) 工事場所等

- ・工事場所 千代田区内幸町一丁目5番1号
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上3階、地下1階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

(2) 工事内容

機械設備工事（空調・給排水）

- ・空調設備の更新（空調機、換気設備、排煙設備）
- ・給排水衛生設備及び消火設備の更新
（上下水道管、給湯器、便器、洗面器、ポンプ、水槽等）

2 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

3 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）

4 入札結果（2月2日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
三辰工業株式会社	381,541,600 円	落札
株式会社イシイ設備工業 東京支店	440,000,000 円	
栄幸建設工業株式会社	443,938,000 円	
東洋電興株式会社	451,000,000 円	
株式会社丹野設備工業所 東京支店	572,000,000 円	

予定価格（事前公表） 476,927,000 円（税込み）

5 契約の相手方

東京都千代田区神田神保町二丁目10番地

三辰工業株式会社

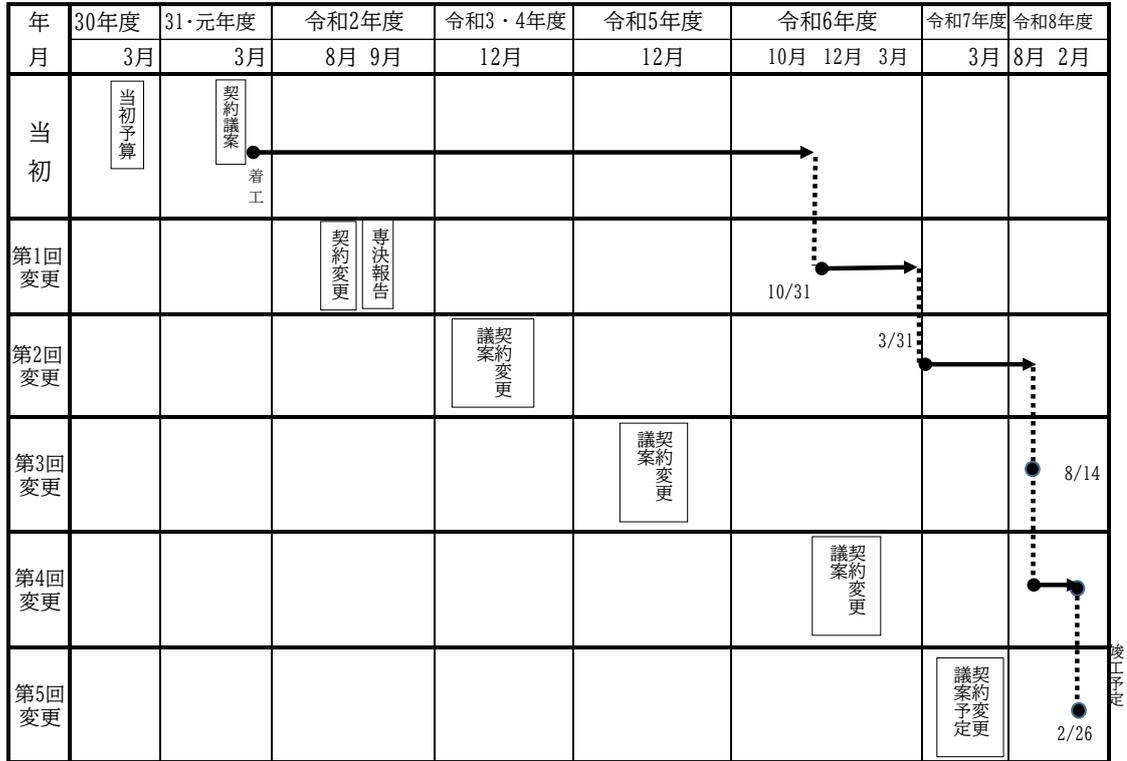
代表取締役 高嶋 睦夫

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「空調工事」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた空調工事の実績（契約金額 2 億 2 千 5 百万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可） ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区又は近隣区（中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第 1 順位）で完成させた空調工事の実績（契約金額 2 億 2 千 5 百万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可）</p>
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

(仮称) 四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について

1 経過



2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・本間組建設共同企業体
代表者 大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 中村 有孝

4 契約見込金額	当初	6,556,000,000円	
	第1回	6,656,221,000円	(令和2年2臨専決報告)
	増減額	100,221,000円	1.5%増
	第2回	7,656,311,533円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	1,000,090,533円	15.0%増
	第3回	8,515,454,412円	(令和5年4定変更議決)
	増減額	859,142,879円	11.2%増
	第4回	9,169,514,412円	(令和6年4定変更議決)
	増減額	654,060,000円	7.7%増
	第5回	9,352,268,412円	(令和8年1定議案予定)
	増減額	182,754,000円	2.0%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回 工期変更なし
第4回 契約締結日の翌日～令和9年2月26日
第5回 工期変更なし

(仮称) 四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について

1 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度	令和3・4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3月	3月	8月 9月	12月	12月	10月 12月 3月	3月	8月 2月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工						
第1回 変更			契約変更 専決報告			10/31		
第2回 変更				議案変更		3/31	8/14	
第3回 変更						議案変更		
第4回 変更							議案予定	完了予定 2/26

2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都千代田区二番町3番地13
サンテック・千陽建設共同企業体
代表者 株式会社サンテック
代表取締役社長 八幡 信孝

4 契約見込金額	当初	668,087,200円	
	第1回	674,410,000円	(令和2年2臨専決報告)
	増減額	6,322,800円	0.9%増
	第2回	708,642,000円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	34,232,000円	5.1%増
	第3回	855,514,000円	(令和6年4定変更議決)
	増減額	146,872,000円	20.7%増
	第4回	911,306,000円	(令和8年1定議案予定)
	増減額	55,792,000円	6.5%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回 契約締結日の翌日～令和9年2月26日
第4回 工期変更なし

(仮称) 四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について

1 経過

年 月	30年度 3月	31・元年度 3月	令和2年度 8月 9月	令和3・4年度 12月	令和5年度 12月	令和6年度 10月 12月 3月	令和7年度 3月	令和8年度 8月 2月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工						
第1回 変更			契約変更 専決報告			10/31		
第2回 変更				議案契約 変更		3/31	8/14	
第3回 変更						議案契約 変更		
第4回 変更							議案契約 予定	完了予定 2/26

2 契約日 令和 2 年 3 月 12 日

3 契約の相手方 東京都千代田区麴町一丁目 3 番地
金澤・武蔵野建設共同企業体
代表者 金澤工業株式会社 東京支店
支店長 山壽 一史

4 契約見込金額	当 初	4 3 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円	
	第 1 回	4 4 1 , 5 9 5 , 0 0 0 円	(令和 2 年 2 臨専決報告)
	増減額	7 , 0 9 5 , 0 0 0 円	1.6%増
	第 2 回	4 7 9 , 0 7 2 , 0 0 0 円	(令和 3 年 4 定変更議決)
	増減額	3 7 , 4 7 7 , 0 0 0 円	8.5%増
	第 3 回	5 8 3 , 8 5 8 , 0 0 0 円	(令和 6 年 4 定変更議決)
	増減額	1 0 4 , 7 8 6 , 0 0 0 円	2 1.9%増
	第 4 回	6 5 0 , 7 8 2 , 0 0 0 円	(令和 8 年 1 定議案予定)
	増減額	6 6 , 9 2 4 , 0 0 0 円	1 1.5%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当 初 契約締結日の翌日～令和 6 年 10 月 31 日
第 1 回 契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日
第 2 回 契約締結日の翌日～令和 8 年 8 月 14 日
第 3 回 契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 26 日
第 4 回 工期変更なし

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

1. 工事概要

- ・工事場所 千代田区四番町1、11
- ・用途 図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅、防災備蓄倉庫、駐車場
- ・敷地面積 3,292.09㎡
- ・延べ面積 11,929.45㎡ (容積対象面積: 10,184.89㎡)
- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(免震構造) 地上12階/地下1階
- ・工事工期 令和2年3月13日から令和9年2月26日限り

2. 契約変更予定内容

インフレスライド: 賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の運用

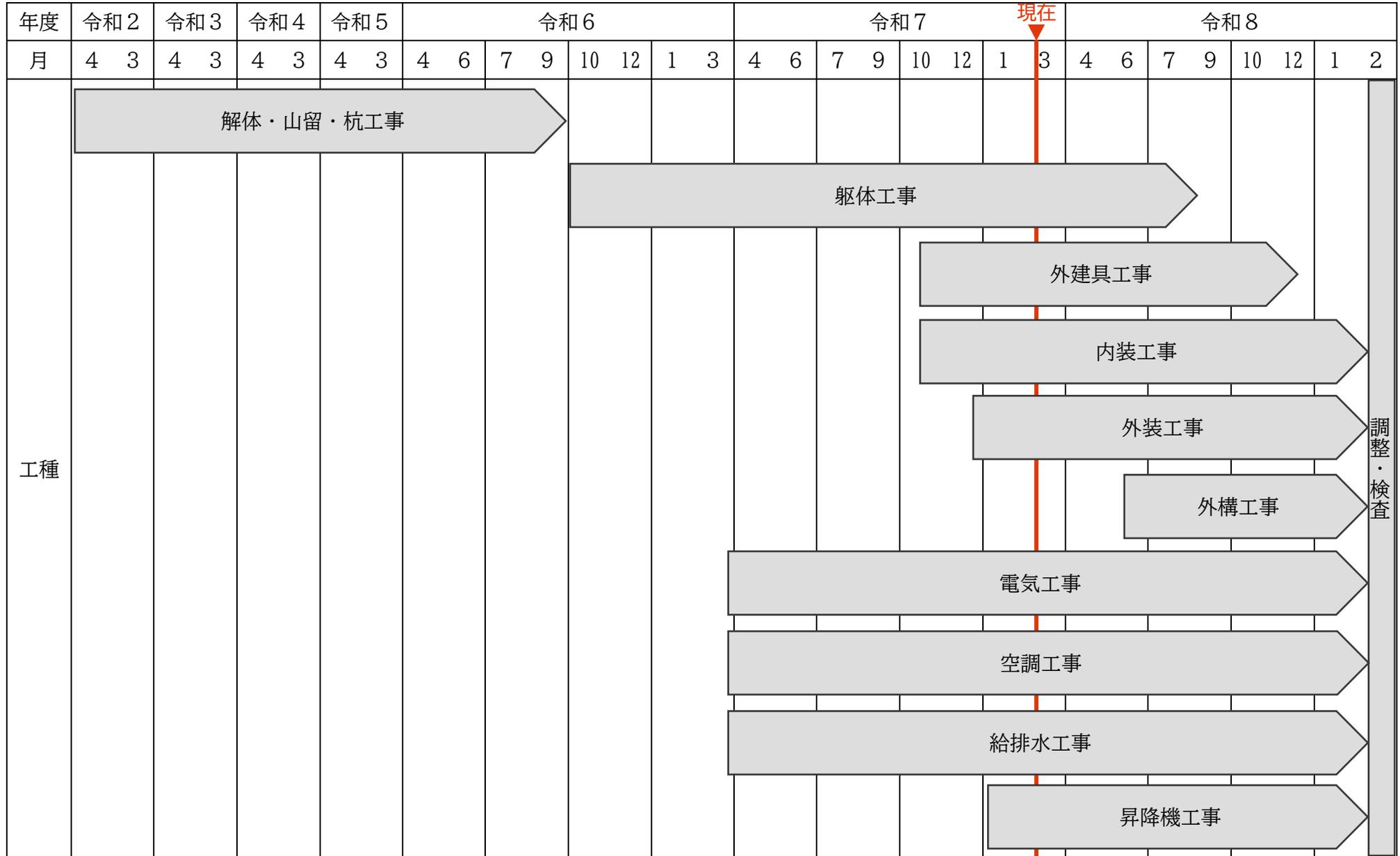
工事種別	積算方法	建築費指数*上昇率		増額
		前回指数	今回指数	
建築工事	・東京都工事積算標準単価入れ替え ・物価本・カタログ単価の入れ替え ・見積部分の建築費指数*上昇率分の入れ替え ・給排水工事: 指定工事(上下水道工事)の見積の入れ替え	約3.2%		182,754,000円
		133.4	137.7	
電気工事		約6.4%		55,792,000円
		131.8	140.2	
空調工事 (参考)	約2.0%		27,005,000円	
	119.0	121.4		
給排水工事	約7.7%		66,924,000円	
	126.3	136.0		

*一般社団法人建設物価調査会 建設物価建築費指数®

3. 予定契約変更金額

工事種別	現契約金額	予定契約変更金額	増額(増加率)
建築工事	9,169,514,412円	9,352,268,412円	182,754,000円 (約2.0%)
電気工事	855,514,000円	911,306,000円	55,792,000円 (約6.5%)
空調工事 (参考)	683,980,000円	710,985,000円	27,005,000円 (約4.0%)
給排水工事	583,858,000円	650,782,000円	66,924,000円 (約11.5%)
昇降機工事 (参考)	100,617,000円	(変更なし) 100,617,000円	—
合計	11,393,483,412円	11,725,958,412円	332,475,000円 (約2.9%)

4. 工事工程（令和2年3月13日から令和9年2月26日限り）



千代田区文化芸術プラン（第5次）の策定について

1 パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間

令和8年1月5日～1月26日

(2) 募集方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム

(3) 周知方法

広報千代田1月5日号掲載、区HP、文化振興課、区役所2階区政情報コーナー、
各出張所、日比谷図書文化館、九段生涯学習館、区内掲示板

(4) 意見提出者数

4名（区HP送信フォーム2名、電子メール1名、ファクス1名）

(5) 意見数

10件

(6) 意見の概要と区の考え方

資料2-2のとおり

2 策定時期

令和8年3月中

3 千代田区文化芸術プラン（第5次）案

(1) 本編

資料2-3のとおり

(2) 概要版

資料2-4のとおり

■千代田区文化芸術プラン(第5次)素案に対するご意見と区の考え方

No	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>自治体の文化芸術施策においては、今後は「一部の愛好家のための施策」から「地域に暮らすすべての住民に開かれた公共的資源」へと発想を広げることが重要と考えられています。文化芸術は鑑賞や創作の機会を提供するだけでなく、住民の健康、社会参加、地域のつながりを育む基盤として大きな可能性を持っています。</p> <p>特に、近年WHO(世界保健機関)が提唱する「クリエイティブヘルス」の概念は、文化芸術を健康増進の手段として活用する上で有効です。美術・音楽・演劇などの創造的活動は、ストレス軽減や心の安定、生活の質の向上に寄与することが多くの研究で示されています。自治体として、文化施設などの既存の拠点を活かし、誰もが気軽に参加できる文化芸術プログラムを展開することで、住民の健康づくりに寄与できると考えます。</p> <p>また、同じく近年注目を集めている概念である、つながりで人を健康にする「社会的処方」の観点からも、文化芸術施策は大きな役割を果たします。地域で孤立しがちな若者、子育て世代、高齢者などが、文化芸術を媒介として人とつながる機会を得ることは、孤独・孤立の改善に直結します。医療・福祉分野と連携し、文化芸術活動への参加を社会的処方を選択肢として提示できる仕組みづくりを期待します。</p> <p>さらに、次世代を担う子どもたちにとって、文化芸術は自己表現の手段であると同時に、文化施設は安心して過ごせる「居場所」となり得ます。放課後や休日に、子どもたちが自由に創作し、異年齢の仲間や地域の大人と交流できる環境を整えることは、創造性の育成だけでなく、地域全体の教育や福祉の向上にもつながります。なお、その居場所づくりにあたっては、こども家庭庁の推進する「こどもの居場所づくり支援体制教科事業」の補助金等が活用可能と思われま。</p> <p>これらを実現するためには、文化振興課や指導課、コミュニティ総務課、商工観光課といった既存の文化系部署だけでなく、保健所や児童・家庭支援センターなど健康や福祉を担う部署が横断的に関与する体制が不可欠であると考えます。千代田区の発展のため、区の文化芸術プランが文化と健康、福祉、教育をつなぐ総合的な施策として推進されることを強く望みます。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。リニューアルオープン後のちよだアートスクエアは、子どもたちが自由に創作活動を行い交流できる場、多世代の方の居場所としての機能も果たす想定です。関連部署と横断的に連携しながら、地域住民の健康づくりにも寄与できるような仕組みを検討してまいります。</p>
2	1.区内に住所を有する方	<p>私は千代田区在住で、創作活動を行っています。区内には、すずらん通り周辺のギャラリーや、かつての3331 Arts Chiyoda など、文化芸術の拠点となる場所が多数存在していますが、区在住アーティストがそれらとつながり、発表の機会を得るための公的な仕組みが現状ではありません。</p> <p>実際に区の窓口で確認したところ、区在住アーティストを対象とした展示機会や紹介制度は設けられていないとのことでした。そのため、区内に文化資源が集積しているにもかかわらず、地域に暮らす創作活動を行う区民の存在や活動が可視化されにくく、十分に活かされていない状況があると感じています。</p> <p>本素案で掲げられている「地域に根ざした文化芸術の推進」を具体化する施策として、全国公募に限らず、千代田区在住アーティストを対象とした公募展示や紹介の仕組みを設け、区内ギャラリーや文化拠点と連携した発表の場を創出することを提案します。これは、年齢やキャリアを限定した育成施策ではなく、区内で創作を続ける多様なアーティストが地域と接点を持つための仕組みとして位置づけられるものです。</p> <p>また、すずらん通り周辺には多くのギャラリーが集積している一方で、その存在や活動が区民に十分に知られておらず、日常的な文化体験につながりにくい現状もあります。区が進めているウォーカーブルなまちづくりの取組と連動し、区在住アーティストの公募展示を契機に、歩いて回避しながら文化芸術に触れられる環境をつくることは、文化芸術の振興と地域の活性化の双方に寄与すると考えます。</p> <p>千代田区が「文化を鑑賞するまち」であるだけでなく、区内で創作活動を行う区民とともに文化を育てるまちとなるよう、本文化芸術プランにおいて、区内在住アーティストの創作活動と発表機会を支える視点を、今後の施策として位置づけていただくことを要望します。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今後開始予定のちよだアーティストバンク事業では、区にゆかりがあるアーティストを紹介するウェブページを制作し、アーティストのインタビュー等を通じたネットワークの形成を図ります。関連部署とも連携し、区内にアーティストの活動の場、地域と交流できる場を増やせるよう、検討を進めてまいります。</p>
3	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>本プランは、文化芸術基本法、東京都文化戦略2030、区の関連企画を鑑み、3つの重点目標(柱)を掲げている。プランでは、文化芸術遺産の保存と継承を掲げた事業が設定されている(施策1)。そして、情報授受のネットワーク(施策2)、発表の場の確保と受容機会の提供(施策3、4、5)、教育活動(施策6、7、8)が用意されている。一見、抜け目のないプランであるが、3つの重点目標(「保存して伝える」、「創る」、「育てる」)が個別化している感がある。さらに一歩進んで、千代田区特有の文化芸術プランを総括する大きな一本の柱を明確化し各施策に反映させる必要があると考える。そのため必要な作業は、区の文化芸術のオリジナリティに目を向けることと利用者や関係者のプロフィールの確認だ。千代田区は、神田エリアのような文化が存在すると同時にオフィス街が広がる日本のビジネスの中枢である。その独特性の中に住民がおり、在勤者がいる。私が消防団で出会った地元住民は、江戸期からの価値観を引き継いでいる江戸っ子がいる。一方で、在勤者は日本の中心地特有の勤務環境で職務に当たっている。このような条件を勘案すると、千代田区文化芸術プランにおいて重要なのは「江戸と東京双方の価値観」を見失わないこと、それが千代田区らしさであり大きな一本の柱だと思う。重点目標1はさておき、同2、3ではこういった千代田区らしさが反映されているかを確認して洗い出してみてもどうだろうか。例えば、重点目標2の施策4であれば、千代田区でこそ行うべき事業が助成対象と設定しているか、施策5の拡充事業であれば単なる発表会に終始していない事業者を想定しているかといった視点である。また、本プランでは担当課も文化振興課を中心にしながら横断的な広がりがある。したがって、このプランに関わるセクションの担当者それぞれが、千代田区のオリジナリティのある文化芸術のあり方(=「江戸と東京双方の価値観」)の理解と共有が求められる。今一度、「江戸と東京双方の価値観」に着目してプランを巨視的に精査することが期待される。それによって、他の自治体とは一味違う文化芸術の形成が可能になるであろう。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。千代田区で事業展開する意義を意識しながら、各施策を推進してまいります。また、関連部署間で連携を図りながら、すべての事業において千代田区らしさを意識した事業展開ができるよう努めてまいります。</p>
4	1.区内に住所を有する方	<p>第5次千代田区文化芸術プラン(素案)に対する意見の機会を下さりに有難うございます。さて、私は、千代田区歌の歌詞が、文化芸術のみならず、千代田区が目指す方向を70年前に表現していると感じております。区は、文化芸術に関する施策を多岐に渡り実施していただいており、有り難く思っております。個人的には、ちよだアートスクエアの利用・活動が多くてありますが、日比谷図書館の講演会も多く利用させていただき、興味と知識を豊かにしてくれています。プランにもあります様に、区は、皇居を中心として、東西南北に其々特徴のある文化芸術資源を豊富に持ってあり、これを豊かな生活を送るために利用しないのはもったいないと思っております。約12年間のちよだアートスクエアの管理運営団体の活動は、初期の3年間ほどは、町民も、管理運営団体もお互いを積極的に理解しようと思せず、もやもやしていた時期でした。それは、私たちが普段アートに触れていないからでした。神田祭やイベント開催を通して積極的な交流が始まりましたが、新型コロナウイルス感染時期、施設の大改修工事計画で休館となり、やっと関心と興味が出始めたにも拘わらず、地域はアートから遠ざかり、アートに触れない状況になりました。利用できる建物として理解していた方々が、文化芸術がこの地から発信出来ないことよりも利用できないことが重要だったりしました。3つの重点目標に沿って、お願いしたいことは、1 芸術に触れる機会を幼少期より多く与えてもらいたいです。プランの中にも記載されていましたが、もう少し積極的に触れさせる方法、例えば、幼児、小学校低学年から、週1回は、芸術に触れるなど、少年の野球やサッカー、バスケットボールなどの底辺拡大作戦が、芸術に興味を持つ一助になると考えます。2 地域・町の祭などの準備・実行の中で諸先輩の知識や所作を学び、伝承・継承していくことが大事です。そういった伝統を伝承・継承していくために、区からも支援していただければと思います。3 4つの拠点施設の2つが同時に休館するのは如何なものか。また、今後の課題の団体同士の交流は必要と考えますが、各拠点施設の地域の交流もだと思えます。4 ちよだアートスクエアの練成公園と一体化している拠点施設は他にありません。今迄も公共的イベントには公園も貸していただいておりますが、管理運営団体と町会が開催するイベント(バザール、緑日、フリーマーケットなど)利益が生まれる際にも、公園をお貸しいただきたい。(地域の活性化、コミュニケーションに繋がります)5 プラン第4章の「施設の展開」の重点目標に沿った、8つの施策のより積極的な推進を望みます。6 プラン第5章の「計画の推進」に関して、拠点施設の有存在とその内容に対する認知度が全般的に低いと感じます。如何に地域の意見・意向を吸い上げるかが問題。出張所だけではなかなか難しいかも知れません。7 管理運営団体との契約期間に関して、先にも触れましたが、地域と馴染み始めるのに3年ほどかかり、馴染んできた頃に管理運営団体が変わるのは如何かと感じます。せめて、7~8年、10年の契約期間を設けるか、更新制度を設けたら如何でしょうか、ご検討願います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。下記のとおり回答させていただきます。 1 子どもが文化芸術に親しむ機会の創出については、幼少の頃より文化芸術に親しみをもち触れることが重要と考えております。様々な機会を捉えて文化芸術に触れる機会を創出できるよう引き続き、関係部署との連携を図りながら事業を進めてまいります。 2 祭などの準備・実行を通じて知識や所作の伝承・継承は、区としても重要と考えております。地域・町から伝え継がれる伝統を後世につなげていけるよう、事業を推進してまいります。 3 今回2か所の拠点の工事期間が重なり、区民の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません。今後は改修工事を計画的に行うよう努めてまいります。地域との交流については、各施設は地域の皆様から信頼いただくこと、それが全区民の利用向上にもつながるものと認識しております。 4 本施設の特徴をいかにせるよう、関係部署と連携しながら検討を進めてまいります。 5 本プランの改定に当たっては、学識経験者や区民の皆様のご意見を踏まえ、策定しております。今後は、重点目標に基づき、各施策を推進してまいります。 6 本施設の認知度向上は課題の一つと認識しています。改修にあたり新たに音楽・動画配信スペースを加えるなど、利用促進を図っています。今後も様々なイベントを通じて地域の声を聴き、区民の皆様にとって身近な存在となるよう努めてまいります。 7 運営事業者の選定について、行政の公正性や中立性の観点から、一定期間での契約の見直しを行っています。一方で、社会経済状況の変化や業界の状況などを考慮する必要があります。ご提案について、第4期以降の運営について検討する際の参考とさせていただきます。</p>

第5次

千代田区
文化芸術
プラン **案**

令和8年3月

千代田区

はじめに

千代田区では、長い歴史に育まれた伝統が息づき、地域の暮らしの中で継承されてきました。政治・経済の中心地として多くの人々が行き交い、過ごす活気のあるまちであり、美術館や劇場なども多数立地し、文化芸術にかかわる多彩な人的・物的資源が集積しています。

区では、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定し、翌平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第1次）」を策定して以来、千代田区の豊かな資源を活用しながら文化芸術の振興に努めてきました。この間にオープンした「ちよだアートスクエア」（平成22年開館）、「日比谷図書文化館」（平成23年開館）が、約15年間の取組を通じて区の文化芸術振興の拠点へと成長し、区としての基盤整備が進みました。

また、平成29年に「文化芸術基本法」、平成31年には「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、観光、まちづくり、国際交流等の分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、未指定のものも含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくために保存・活用を図っていくことが示されました。

区の「文化力」の向上を推進する中で、令和元年には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、文化芸術活動が著しく制限されるという事態にも直面しました。これによって文化芸術振興の意義を再確認することとなり、「千代田区文化芸術プラン（第4次）[※]」（以下、「第4次プラン」という。）では、「困難と不安の中でこそ、安らぎや勇気を与えてくれる文化芸術の灯を絶やさず、発展していく」ことを目指してきました。

さらに社会の変化が加速している今日では、多様な価値観を認め合うきっかけや土壌を育むための、文化芸術の重要性が高まっています。

ここに策定する「千代田区文化芸術プラン（第5次）」（以下、「本プラン」という。）は、これまで育ててきた「文化力」と「文化芸術にかかる豊富な資源」を活かし、千代田区ならではの文化芸術を発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちの実現を目指します。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画における区の文化資源	3
第2章 区を取り巻く現状と課題	4
1 これまでの千代田区の取組と今後の課題	4
2 国、東京都における文化政策動向	9
第3章 基本的方向性	13
1 基本目標	13
2 重点目標	13
3 施策体系	14
第4章 施策の展開	16
1 施策内容	16
2 文化芸術拠点施設の今後の取組	29
第5章 計画の推進	33
資料編	34
1 千代田区文化芸術プラン（第5次）推進委員会 委員名簿	34
2 千代田区文化芸術プラン（第5次）策定経過	35
3 千代田区文化芸術基本条例	36

1 計画策定の背景と目的

文化芸術は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性や感性、想像力を育むものです。また、時代や国境を超えた共感を呼び起こすことによって、人と人を結びつけ、創造的な活動の源泉となります。

さらに、文化芸術とはいわゆる「芸術」だけではなく、伝統文化や生活様式などを含む幅広いものです。文化芸術の振興は、世代、ジェンダー、障害の有無等にかかわらず、互いに認め合いながら、美しさの追及、自立、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、質が高く品格ある文化的・芸術的生活を送ることのできるまちの実現に繋がります。

区では、このような文化芸術に対する考え方を踏まえ、「文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創る」ために、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」(以下、「基本条例」という。)を制定しました。

さらに基本条例の基本理念(第2条)を踏まえた「心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現」、「文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現」という、計画の目指すべき姿の実現に向け、平成17年に「千代田区文化芸術プラン(第1次)※」を策定しました。同プランでは、基本条例の重点目標(第7条)に従い、「保存し伝える」、「創る」、「育てる」という3つの重点目標を立て、それに従って施策・プロジェクトに取り組んできました。令和3年度には「千代田区文化芸術プラン(第4次)※」を策定し文化芸術振興を進めてきました。

これらの経緯とともに、人々の多様な価値観の広がりやデジタル技術の進展といった社会の動きを踏まえ、「千代田区文化芸術プラン(第5次)」を策定します。

本プランでは、千代田区に住む人、働く人、学ぶ人、買い物や観光などでまちを訪れるすべての人々が文化芸術に親しむことができることを目指します。とくに近年では外国人居住者も増加していることから、更なる多文化共生の実現に向けて取り組んでいきます。

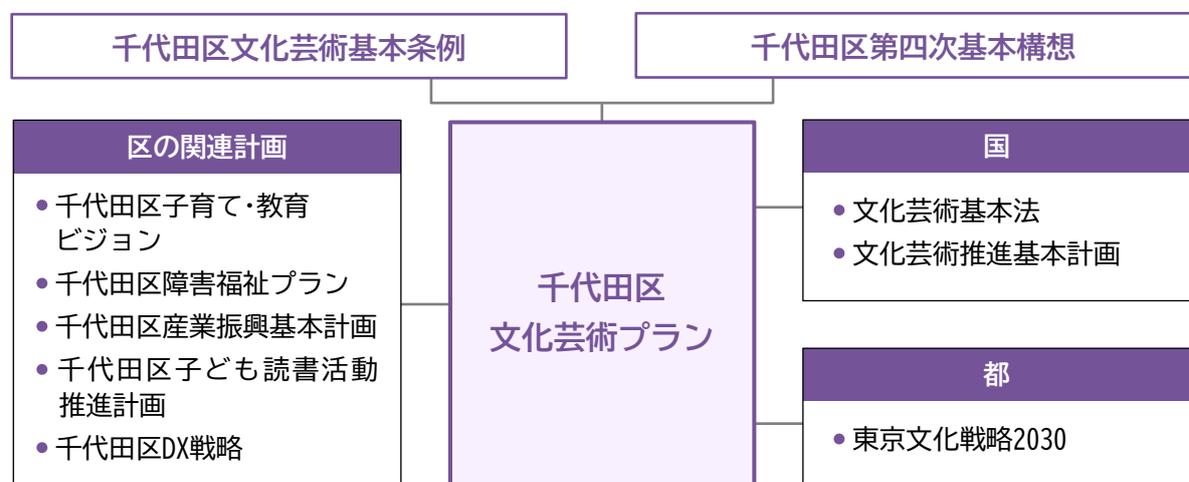
また、千代田区に集積する多様な文化資源を活かすとともに、文化芸術の担い手である区民一人ひとりが文化芸術活動に参加する機会を提供していくことで、千代田区ならではの文化芸術を創出します。

2 計画の位置づけ

本プランは、基本条例（第6条）に基づき、総合的かつ計画的に文化芸術に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

同条例に示された基本理念ならびに重点目標を踏まえ、千代田区が区民とともに文化芸術振興施策を立案・実施する際の基本的な考え方を示す基本計画であり、施策の具体的な内容も示しています。

また、令和5年には千代田区第4次基本構想が策定され、「伝統と未来が調和し、躍進するまち」という将来像が示されました。この将来像に、関連計画もあわせて、計画を推進していきます。



3 計画期間

本プランの計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

※第一次から第四次までは期数の表記に漢数字を使用していましたが、本プラン内では算用数字で統一して表記します。

4 計画における区の文化資源

千代田区は、江戸幕府開府以来、明治、大正、昭和、平成と400年の長きにわたり常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地であり、伝統文化や生活様式などを含む豊富な文化資源があります。これらすべてを本プランにおける文化芸術資源とします。

明治以降の近代化の過程で番町・麴町地区に政府関係者や文化人が居住するようになり、さらに各国の大使館が立地することとなりました。こうした開国と近代化の歩みとともに西洋文化を取り入れる過程で、独特の文化が生まれました。

また、区内には教育施設が数多く設置され、学生の街となるとともに、神保町には古書店街が、お茶の水には楽器店が集積し、それぞれの地域に個性的な文化が育まれました。

同時に商人の街でもあり、伝統や慣習にしばられない、独自の文化を生み出す風土があります。浮世絵、歌舞伎、黄表紙、俳諧、落語などは今では日本の「伝統文化」とされていますが、当時は上方の影響から抜け出した自由な発想で生まれたものでした。

現代では、ポップカルチャーの盛んな地として、秋葉原が世界中から多くの人を集めています。

一方、古くから今まで地域の人々が受け継いできた祭や行事、伝統文化などの無形の文化芸術資源も数多く残されています。食の面でも、蕎麦や天ぷら、寿司、お酒、鰻、和菓子など、区内には多くの老舗があり、長い歴史を踏まえつつ新しい取組にもチャレンジし、その味を今に伝えています。それらの美意識や価値観等を振り返ることで、現代に相対的な視点も与えています。

もう一つの千代田区の特異な点は、東京23区でも上位の緑被率の高さです。皇居を中心に東西1.5km、南北2kmの緑地が形成されており、その他にも多数の緑豊かな公園があり、大都会の中で人々に憩いの場を提供してきました。

こうした特徴が多くの人々を惹きつける魅力となり、都心ならではの新たな文化的な刺激につながっています。

これらのことを踏まえ、千代田区で過ごすすべての人々が、多様なかたちで文化芸術に親しむことができるような機会の提供と、そこから生まれる多様な文化資源を文化芸術振興に活用することを基本的な方向性として、具体的な施策を展開していきます。

1 これまでの区の実践と今後の課題

❖ 重点目標ごとの評価と課題

第4次プランでは、基本条例に示された基本理念の実現に向けて、同条例の重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」に基づいて取組を進めてきました。

重点目標1 保存し伝える

① 施策と取組状況

<p>施策1 記憶と暮らしの再発見と伝承</p>	<p>「まちの記憶」を保存し継承できるよう、写真やInstagramを活用したコンテストの開催や、まちの記憶保存プレートの設置を行いました。</p> <p>また、区内小学校にて、高齢者等をゲストティーチャーとして招聘し、日本の伝承遊び等を体験する講座を実施しました。</p>
<p>施策2 ちよだの文化遺産の継承・発展</p>	<p>区が収集した文化財を活用した展示を毎年度開催し、多くの方に来場いただくとともに、文化財サインの新規設置や修繕を行いました。</p> <p>また、「区の花さくら再生事業」では、さくら基金へのクラウドファンディングを実施し、集まった寄付をさくらの維持再生に取組む経費の一部にあてることができました。</p>

② 今後に向けた課題

区が収集した文化財を始めとする文化遺産（資源）をデジタル化し、ウェブ等で分かりやすく公開することで、区民や多くの人たちが文化遺産に親しむ機会をさらに増やし、その魅力を広く発信していく必要があります。

また、歴史・文化の保存・継承と地域コミュニティ振興とのつながりを醸成していくとともに、近代や現代の文化についても目を向け、区に誇りと愛着を持てる文化の継承につなげていくことが求められます。

重点目標2 創る

① 施策と取組状況

施策3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり	昼休みコンサートでは、さまざまな年代の方が楽しめるよう、前方に子ども席を用意したことで、多くの親子連れに会場いただきました。また、区内の劇場と連携し、さまざまな公演を区民料金（チケット定額の半額）で販売し、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。
施策4 区民文化活動の活性化	区内に活動拠点を置く文化団体が実施する事業に対して補助金を交付することで、団体の事業を支援するとともに、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。また、区内で活動している文化団体の発表の場として文化芸術の秋フェスティバルを開催し、団体同士の交流機会を創出しました。
施策5 ちよだの魅力の共有と発信	区民のみならず外国人等の観光客に、区の文化資源を分かりやすく周知するため、ウェブやSNSを活用し、情報発信を行いました。

② 今後に向けた課題

区内で活動する文化団体の活動を引き続き支援するとともに、団体同士の交流の輪をさらに広げる必要があります。

また、区を訪れる人にも分かりやすく、インバウンドを含めた観光客も参加できるような機会の提供や情報発信が求められます。

重点目標3 育てる

① 施策と取組状況

施策6 次世代を担う子ども・若者の創造力育成	区の文化資源を活用し、子どもの頃から継続的に文化芸術に触れられるよう、学校で伝統文化を理解する教育や体験教室を実施しました。また、文化芸術拠点施設であるちよだアートスクエアにてアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、アーティスト等との交流を通じて、知的・創造的な刺激を得る機会を提供しました。
施策7 文化芸術を創り、担う人の育成	障害者アート支援事業では、障害の有無にかかわらず全ての人とともにアートにふれる体験やワークショップを実施しました。また、ちよだ生涯学習カレッジの実施や文化観光ボランティアの養成等を行うことによって、文化芸術を担う人材の育成を行いました。

② 今後に向けた課題

次世代を担う子どもたちが伝統文化に触れるとともに、新しいものを創り出す力を育むための支援を引き続き行う必要があります。

また、文化芸術を振興するためのボランティアや、創り手と受け手をつなぐ人など、さまざまな人材が求められます。

❖文化芸術拠点施設ごとの取組

第4次プランにおいて、「ちよだアートスクエア」、「日比谷図書文化館」、「内幸町ホール」、「九段生涯学習館」を、区による文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として位置付けました。これら4つの施設は、第4次プランにおける施策・プロジェクトを推進する役割を担いました。

施設1 ちよだアートスクエア

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の場所や機会を提供する民設民営の施設として、これまで、多くの展覧会やイベント、ワークショップ等を実施し、重点目標である「創る」を推進してきました。また、重点目標の「育てる」では、さまざまな年代の多様な区民を文化芸術活動の担い手として育成する活動を展開してきました。さらに、地域コミュニティとの関係や文化芸術に関するネットワークも構築してきました。

第4次プランの期間中である令和3年12月に旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけ、活用していく方向性を決定しました。本施設は築47年が経過していることから、令和5年度より一時休館し、施設老朽化に対応するため改修工事を行っています。

施設2 日比谷図書文化館

日比谷図書文化館は、図書館機能、ミュージアム機能、文化活動・交流機能の3つの機能をもった複合文化施設です。

日比谷図書文化館はすべての重点目標に紐づく施策・プロジェクトを担っており、「保存し伝える」では、文化財の収蔵や区のゆかりの歴史や文化財を紹介する常設展示、区の特徴ある歴史や文化を紹介する特別展示を行い、多くの方にご来場いただきました。

また、重点目標の「創る」・「育てる」では、利用者の参画を促す各種講演会、セミナー、ワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供しました。

施設3 内幸町ホール

内幸町ホールは、音楽を中心に、舞踊、演劇や落語などさまざまな文化芸術活動の場を提供する多目的ホールです。コロナ禍においてホールの利用率が下がったときもありましたが、令和6年度には100%近い利用率となり、区民の文化芸術活動の場として多くの方にご利用いただきました。

また、重点目標の「創る」として、区内の文化芸術活動を行う団体が成果発表を行う内幸町ホール文化祭を開催し、区民等の活動を支援し、活性化する事業となりました。

施設老朽化に伴う改修工事のため、令和7年度より一時休館しています。

施設4 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、生涯学習の振興を図るため、自主的かつ継続的な学習活動をしている区民のグループ、サークル等の団体が行う学習・研究・実習等に対して場を提供する施設です。

重点目標の「創る」・「育てる」に紐づく施策・プロジェクトを担っており、文化芸術を支える人材の育成として、「ちよだ生涯学習カレッジ」を実施し、活動する人の輪を広げ、「創る」における創作や発表だけでなく、交流の機会を広げてきました。

なお、九段生涯学習館は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在しており、本再開発に関する再開発ビルに配置する区有施設については、現時点で生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしています。

❖ 今後に向けた課題

現在、4つの文化芸術拠点施設のうち「ちよだアートスクエア」、「内幸町ホール」の2施設が、老朽化に伴う改修工事のため一時休館していますが、両施設の休館中も、この施設で行われていた取組を引継ぎ、固定の施設に縛られずに事業を展開していく必要があります。

また、4つの拠点施設が連携し、重点目標の達成に向けて取組んでいくことが求められます。

今後の取組については第4章にて詳述します。

Column 文化芸術施策に関する区民の意見

現在、区で取組んでいる文化・芸術施策について、千代田区民世論調査（令和6年）から、以下のような結果が出ました。

78.7%の回答者が区の文化芸術イベントに参加したことはないと回答しており、その理由としては、「どんな活動があるかわからない」「時間に余裕がない」が多く挙げられています。一方、参加したいと感じる文化芸術イベントについては、音楽イベントに関する回答が多く見られました。

問35 あなたは今までに区の文化芸術にかかるイベントに参加したことがありますか。
(〇はいくつでも)

(問35において「7. 参加したことがない」とお答えの方に)
問35-1 参加したことがない理由は何ですか。
(〇はいくつでも)

図14-1-1 文化芸術イベントへの参加状況

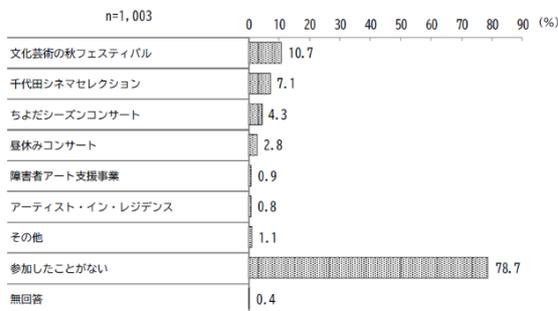
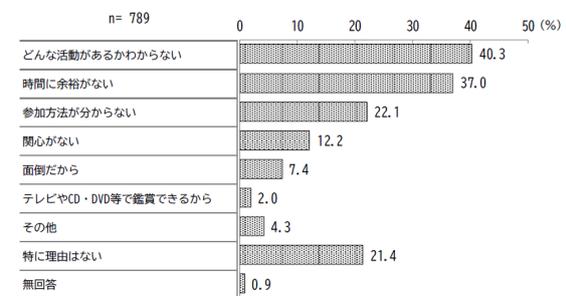


図14-1-3 参加していない理由



問36 今後、あなたが参加したいと感じる文化芸術イベントがあればご記入ください。(自由記述)

No.	分類	出現数	No.	分類	出現数
1	音楽イベント	43	8	祭り	3
2	映画イベント	12	9	交流イベント	3
3	舞台イベント	10	10	障害者芸術文化	2
4	アートイベント	7	11	その他イベント	9
5	歴史学習	5	12	その他ご意見	10
6	フリーマーケット・マルシェ	3	13	特に無し	7
7	まち歩きイベント	3			

※ 自由記述の中には重複するものもあるため、出現数の合計と回答者数は一致しない。

2 国、東京都における文化政策動向

❖ 国による文化政策の動向

① 文化芸術推進基本計画の策定

平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことが示されました。

平成30年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。さらに、令和5年に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第2期）においては、第1期計画の期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって芸術の「人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの」という本質的価値が改めて認識されたことに触れています。またデジタル化等の技術革新によって新たな収益を生むことで、芸術の本質的価値の向上のために再投資されるという好循環をつくり出していくことを打ち出しています。また、同計画では国と地方公共団体の連携を一層深め、地方創生・地域活性化にも資する文化芸術を振興していく旨も記載されています。

② 障害の有無にかかわらず文化芸術活動の推進・支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定や、全国的な気運を踏まえ、国においても、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようにすることを理念として掲げています。そして、地方公共団体に対して、障害の有無にかかわらず文化芸術活動の推進を行うことを求めています。

また、同法に基づいて策定された「障害者文化芸術基本計画」（令和5年に第2期計画策定）においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に関連した、「社会包摂に資する文化芸術活動の広がりや、文化事業・活動へのバリアフリー対応等のアクセシビリティの向上といった成果」をレガシーとして受け継いでいくこととなっています。

③文化財の保護から活用への拡大

文化財保護法の制定以来、その基本方針として、文化財の保存・継承を行うことに重点が置かれてきました。

平成31年「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会総がかりで取組んでいくことが示されました。その中では、地域社会で連携を深めながら、文化財の計画的な保存、活用を促進し、地方文化財保護行政を推進することを目指しています。

このような動きの中で、国は、地方公共団体が「文化財保存活用地域計画」を策定するための支援として、「文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック」を発行しています。

❖ 東京都による文化政策の動向

①東京文化戦略 2030 の策定

東京都における文化政策は、昭和58年に「東京都文化振興条例」が制定されてから始まります。その後、平成18年には「東京都文化振興指針」を策定しました。

令和3年に策定された「『未来の東京』戦略」では「文化やエンターテインメントで世界を惹きつける東京」を目指し、芸術文化を身近に触れられる環境の創出によって、東京のアートシーン拡大につながる好循環を生み出すとともに、世界に向けて東京の芸術文化の発信に取り組んできました。

都の文化政策の方針としては、令和4年に策定された「東京文化戦略 2030 ～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」が現行の計画となっています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングをとらえて策定されたものであり、「芸術文化の力で『躍動』と『豊かさ』が両立した社会、『芸術文化で躍動する都市東京』」を目指す2040年代の東京の姿としています。

そして直近の令和7年に策定された基本計画である「2050 東京戦略」においても、「東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す」というビジョンが掲げられ、コロナ禍を経てこれまでの文化芸術への視点とは一線を画し、「限られた愛好家のためのもではなく、社会の基盤である」という考え方が示されています。

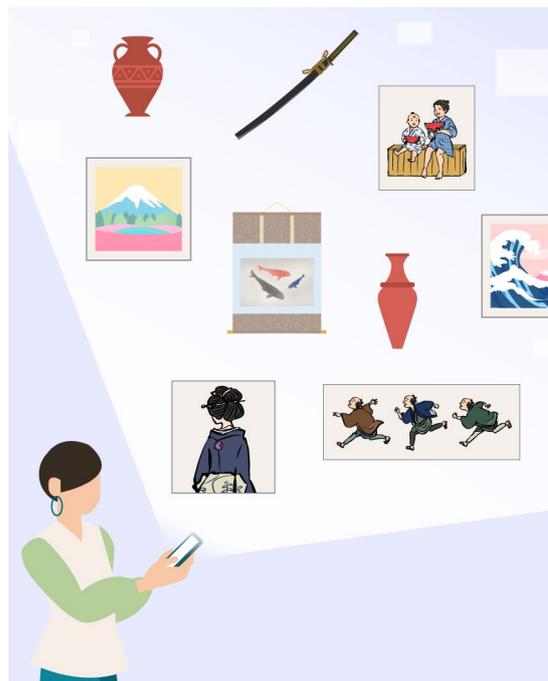
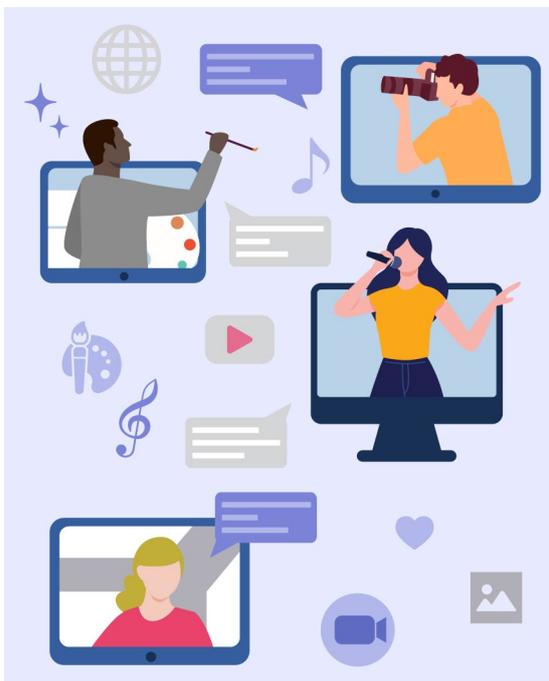
②観光政策の推進

国によるインバウンド（外国人の訪日旅行）政策とそれに伴う外国人観光客の増加を踏まえ、東京都においても、平成31年に「東京都観光産業振興実行プラン」が策定されました。令和6年に策定された「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」では、アフターコロナで復活した観光需要の積極的な取り込みとともに、観光における持続可能性の確保、観光産業の基盤の強靱化を基本方針とした取組を展開しています。

❖その他、文化芸術を取りまく社会情勢

文化芸術施設等の運営や各種文化芸術イベントの実施についての取組を進めていくにあたっては、国、東京都における文化政策動向に留意します。とくに、自然災害や感染症の予防等の社会情勢が変動した状況下においても、文化芸術活動を絶やさない環境をつくります。

また、IT技術等の進展により、世界中への情報発信や交流、情報収集が容易になりました。その一方で、ITツールを使いこなせるか否かによる情報格差や、同質の情報が集中することで価値観に偏りも生じることが指摘されています。



Column 他自治体のDX活用事例

◆まつどデジタルミュージアム(千葉県松戸市)

松戸市立博物館と戸定歴史館の収蔵品をオンラインで閲覧することができる。文化財の周辺環境や関連の文化財を含めてストーリーを創ることで、文化財の価値をわかりやすく発信していくことを目的とした取組である。

収蔵品の検索、閲覧に加え、収蔵品をさまざまな角度から観察できる「3Dコンテンツ」や細部まで観察できる「高精細コンテンツ」等、デジタルならではの楽しみ方ができる。

また、子ども向けコンテンツとして「こどもミュージアム」も充実しており、子どもが自宅で楽しめるコンテンツが複数用意されている。



出典：まつどデジタルミュージアム Web サイト
(<https://matsudo-digital-museum.jp/>)

◆トキワ荘通り AR 探訪(豊島区)

手塚治虫をはじめとするマンガの巨匠たちが青春時代を過ごした「トキワ荘」が建てられていた豊島区南長崎地域を、より多くの人に親んでもらうために開発。

トキワ荘の関連施設が多くある「トキワ荘通り」周辺で、マンガの世界をイメージした AR による観光ガイドを体験することができる。

該当エリアではテキストと画像によるガイドを見ることができ、公認キャラクター「かきとらさん」のイラストやフキダシなど、現実空間にマンガの世界が登場したかのような感覚を味わうことができる。



出典：豊島区 Web サイト
(<https://www.city.toshima.lg.jp/467/bunka/2411271751.html>)

第3章

基本的方向性

1 基本目標

本プランは「千代田区文化芸術基本条例」第6条に基づき定めるものです。これにより、同条例の第1条に示される「目的」を本プランの基本目標として掲げます。

文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く

千代田区文化芸術基本条例

(目的) 第1条

この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く**ことを目的とする。

本プランでは次の2つを目指すべき姿とします。

～ 心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現 ～

～ 文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現 ～

2 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）に基づき、次の3つの柱を設定します。

保存し伝える	創る	育てる
区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。	地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。	将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。

3 施策体系

基本目標	重点目標	施策
文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く	1 保存し 伝える	施策1 文化芸術遺産の保存・継承 歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する
		施策2 資源活用と情報発信 イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す
	2 創る	施策3 文化芸術風土の醸成 区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる
		施策4 創作活動の促進 文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する
		施策5 多様な主体との連携 区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る
	3 育てる	施策6 子どもの育成 子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する
		施策7 創り手の育成 文化芸術を創造する人材の発掘や育成を図る
		施策8 支え手の育成 文化芸術を支える人材を育成し、活用する

主な事業	文化芸術拠点施設			
	ちよだ アートスクエア	日比谷 図書文化館	内幸町 ホール	九段生涯 学習館
伝統工芸継承事業	●	●		
昔あそびの伝承				
文化財企画展・文化財特別展		●		
図書・文化財のデジタル化		●		
昼休みコンサート	●			
地域と連携した展示・イベント	●	●		
文化事業助成	●		●	
文化芸術の秋フェスティバル				●
千代田ミュージアムネットワーク	●	●		
区内民間文化施設との連携				
体験教室		●		●
(仮称)子ども1日書店長	●	●		
ちよだアーティストバンク	●		●	
人材バンク活用講座				●
コミュニケーター育成プログラム	●			
国際交流・協力ボランティアバンクの活用				

第4章

施策の展開

1 施策内容

重点目標1 保存し伝える

区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る（区文化芸術基本条例第7条より）。

施策1

文化芸術遺産の保存・継承

▶歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する

文化芸術遺産の保存に加えて、文化財や史跡、歳時記等の暮らしの文化を学ぶ講座やイベント等をとおして、区民が歴史や伝統文化を学び、それらを共有することによる活用・継承を促進します。

No.	事業名称	内容	担当課
①	新規 伝統工芸継承事業	日本の伝統工芸や江戸文化とアーティストがコラボした、ワークショップ等による区民参加型のプロジェクト	文化振興課
②	史跡の保存活用等計画の策定	史跡等の文化財を適切に保存し、活用するための計画の策定	文化振興課
③	昔あそびの伝承	日本の伝統文化、生活の知恵を学習する講座や体験イベントの開催	指導課
④	『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定	歴史的な景観の保存・継承を目的とした『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定	景観・都市計画課

❖ 伝統文化の保存・継承

区には、江戸城外堀跡のような、東京、さらには日本を代表するような歴史的景観から、祭りには欠かせないお囃子など区民の暮らしに溶け込んだ伝統文化まで、時代とともに変化を続けながら、さまざまなまちの歴史が形成されています。

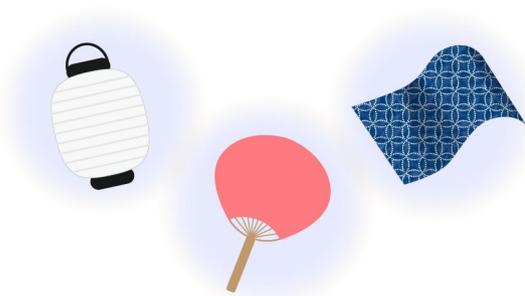
まちの記憶や情景、昔から伝わる生活の知恵なども区の貴重な文化芸術ととらえ、記録・保存に努めるとともに新たな価値を見出し、継承していきます。

「**伝統工芸継承事業**」は、現役で活躍するアーティストと日本が誇る伝統工芸がコラボすることによって、日本の伝統的な美意識と芸術力を次世代に継承する取組です。開発された商品はリニューアルオープン後の「ちよだアートスクエア」で販売することを予定しています。

工芸品制作の過程から商品開発までを区民が参加できるプロジェクトであり、伝統文化への興味関心に加え、シビックプライドの醸成にもつなげます。



区の景観



伝統工芸継承事業

❖暮らしの文化の継承

区内の地域人材等との連携により、日本の伝統文化に触れる機会を提供し、自然や環境の大切さを意識したり、他人を思いやる気持ちや生活の知恵を学習したりする取組を行っています。

「**昔あそびの伝承**」事業は、区内の高齢者が子どもたちに日本の伝統的な遊びを教える事業です。伝統文化の継承に加えて世代間交流も図り、子どもたちからさらに後の世代への継承の土壌を醸成します。

また、区には土地に根付いた多様な食文化があり、これは未来に継承すべき伝統文化の一つです。地域と連携しながら、区の食文化の振興を推進していきます。



昔あそびの伝承



区内の食文化

施策
2

資源活用と情報発信

▶イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す

イベントや観光をとおして文化芸術遺産を発信し、広く認知されることで、その価値を高め、これらを将来にわたって保存し未来に継承する土壌をつくります。

No.	事業名称	内容	担当課
⑤	企画展・特別展	区が収集した歴史・民俗・美術・考古などの資料を中心に、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示の実施	文化振興課
⑥	拡充 図書・文化財のデジタル化	貴重資料等を中心とした高精細デジタルデータの作成及び、デジタルアーカイブシステムの構築	文化振興課
⑦	文化財サインの設置	区の豊かな文化資源をわかりやすく発信し、関心を喚起することを目的とした解説板の設置	文化振興課
⑧	まちの記憶保存プレート	歴史的な事象や縁のある人物等をテーマにしたデザインプレートの設置	コミュニティ総務課
⑨	歴史散歩マップシリーズ発行・配布	区の文化芸術をめぐるマップをシリーズで発行・配布	商工観光課(観光協会)
⑩	平和イベント	戦時下や昭和初期の生活の様子を伝える所蔵品の展示による、「平和の大切さ」を確かめる機会の提供	国際平和・男女平等人権課

❖文化芸術遺産の発信による価値向上

「企画展・特別展」は、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示を日比谷図書文化館で行い、地域の歴史をより深く理解し、祖先の暮らしや伝統的な産業、風俗、慣習への理解を深める事業です。特に、古くから受け継がれてきた祭りは、区の伝統文化の象徴です。その華やかさの裏には綿密な準備と地域住民の協力があり、コミュニティの結束を強める重要な役割を果たしてきました。祭りによって生まれる世代を超えた交流に加え、受け継がれてきた美意識や価値観を紹介するとともに、現代に活かす発信を行います。

さらに、各年のトピックや社会的要請等をとらえたテーマを選択し、他の自治体や博物館施設、資料所有者などとも連携しながら展示を行うことで、より幅広い集客や更なる価値の向上につなげます。



企画展・特別展

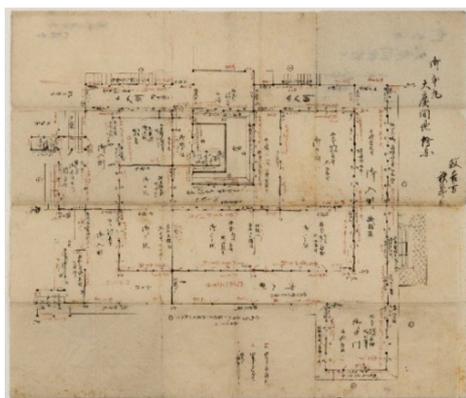
❖ デジタル活用による保存・発信

さまざまな要因で展示が難しい文化財の鑑賞機会を確保したり、現地に訪れることが難しい人々に向けた発信を可能としたりするために、DXを推進していきます。

区では、DXを推進していくうえで情報格差などの課題に対応できるよう、情報機器を学んでいただくためのデジタルチャレンジ支援に取り組んでいます。

「**図書・文化財のデジタル化**」事業では、区が所蔵する資料や区内に所在する文化財のうち、とくに慎重な取り扱いが必要で展示機会が限られている浮世絵、古文書や貴重図書などについて、高精細デジタルデータを作成することで、鑑賞機会の拡大と資料の安全な保存を両立します。

また、データ化した資料を公開するデジタルアーカイブシステムの構築や、デジタルデータを利用したレプリカの作成によって、区民が文化資源に親しむ機会を増やします。



図書・文化財のデジタル化

重点目標2 創る

地域ごとの特性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造する（区文化芸術基本条例第7条より）。

施策3

文化芸術風土の醸成

▶区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる

身近な場所でまちの歴史や伝統、暮らしの文化に触れたり文化財や芸術作品を鑑賞したり、区民が日常生活の中で文化芸術に親しむことのできる環境を創出します。

No.	事業名称	内容	担当課
⑪	昼休みコンサート	昼休みの時間に区役所等のオープンスペースを活用した、さまざまなジャンルのコンサートの実施	文化振興課
⑫	ミューズ&シアターマップ	区内の劇場や美術館、博物館等を周知するガイドマップの作製。インターネット上のマップを区HPで公開	文化振興課
⑬	文化芸術鑑賞チケット販売	区内の劇場等と連携した、鑑賞券購入の助成	文化振興課
⑭	内幸町ホール主催事業	区民が文化芸術に親しめるよう、内幸町ホールを使った音楽・朗読等のさまざまなイベントの実施	文化振興課
⑮	千代田シネマセレクション	東京映画祭の実施団体と共催し、区内在住・在勤・在学者を無料招待する映画上映会	文化振興課
⑯	地域と連携した展示・イベント	図書館内で、古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベントの実施 漫画やアニメ等コンテンツとの連携	文化振興課
⑰	日比谷カレッジ	「江戸・東京、本、スキルアップ、芸術、センスアップ」のカテゴリに基づく、年70事業程度の講座・講演会の実施	文化振興課
⑱	日比谷図書文化館における展示・講座	指定管理者によるさまざまなテーマの特別展と関連講座、企画展示等を実施	文化振興課
⑲	区内まちあるきツアー	神保町を中心に千代田図書館コンシェルジュが行うまち歩きイベント	文化振興課
⑳	生涯学習団体1日公開講座事業	生涯学習団体の新規会員募集を目的とした講座講習会に対し、講師謝礼の全部または一部を負担する事業	生涯学習・スポーツ課

❖日常生活の中で芸術に親しむことができる環境づくり

区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、身近な場所で気軽に鑑賞・体験できる機会や、区内の民間文化芸術施設と連携した鑑賞の機会を充実していきます。

文化芸術の楽しさ・豊かさを知るきっかけとして、「**昼休みコンサート**」事業では区役所等のオープンスペースで昼休みの時間にさまざまなジャンルのコンサートを実施します。

多くの人の目に留まるように日常の中で良質な文化芸術に親しむ機会を提供することで、あらゆる人々が文化芸術を身近に感じられるようにします。



昼休みコンサート



ミューズアンドシアターマップ 表紙



シネマセレクション チラシ



地域と連携した展示・イベント

❖ まちの歴史や伝統、暮らしの文化を発見する

千代田区立図書館は、案内や展示などを通じた千代田区の地域情報や“出版”に関する情報の発信を担っています。

「**地域と連携した展示・イベント**」事業では、図書館内で古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベント等を実施し、相互の関係性強化による活性化や資料の活用推進を図ります。

また、ちよだアートスクエアでは、ポップカルチャーが盛んな秋葉原の特徴を活かし、漫画やアニメ等のコンテンツとの連携も図っていきます。

施策4

創作活動の促進

▶文化芸術活動を活性化し、創作活動を促進する

区内で文化芸術活動を行う個人・団体に対し、発表の場や機会の提供、情報発信、資源の提供等、さまざまなかたちで支援し、創作活動を促進します。

No.	事業名称	内容	担当課
㉑	文化事業助成	区内文化団体が実施する文化事業への補助金の交付（200万円を上限に事業経費の一部補助）	文化振興課
㉒	文化芸術の秋フェスティバル	区民が文化芸術に親しめるようなさまざまな事業の実施と、文化団体等の発表の場の提供	文化振興課
㉓	新規 内幸町ホール利用にかかる区内在住者優先予約制度の導入	区内在住者及び半数以上が区内在住者からなる団体に対し、利用料金の減額や優先予約の実施	文化振興課
㉔	内幸町ホール文化祭	区内で文化活動を行う団体に内幸町ホールを無償貸与することによる発表の機会の提供	文化振興課
㉕	Instagramコンテスト	Instagramを活用した、四季折々の風景や行事等、区の観光に資する写真の募集	商工観光課 (観光協会)
㉖	区民自主企画運営講座(九段生涯学習館)	区に在住・在勤・在学する5名以上で構成する団体が企画した講座の実施	生涯学習・スポーツ課

❖文化芸術活動を行う個人・団体等の創作活動を支援

区内では、コーラスや絵画などの活動に加え、茶道や華道などの伝統文化を楽しむ活動が多く行われています。区内で創作・表現を楽しむ個人や団体、NPO等、また芸術家・作家として活動する人たちを支援し文化活動を促進することで、創作・表現活動の発信力を強化し、芸術文化や伝統文化などの維持・継続・発展を図ります。

「文化事業助成」事業では、区に活動拠点を置き活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対して、200万円を上限に事業経費の一部を補助しています。



文化事業助成

**令和7年度
千代田区文化事業助成**

区内で活動する文化団体が実施する
「文化事業」に対して経費の一部を助成します。

募 集 案 内

＜申請期間＞
令和7年1月20日(月)から2月18日(火)午後5時厳守
※申請書類の提出は、文化振興課の窓口のみです。

▶各団体の代表者1名以上
ご署名ください。

千代田区 地域振興部 文化振興課

住 所 〒102-8588 千代田区7-10-6 1-2-1千代田区庁6階
電 話 03-3211-3638(内線)
FAX 03-3264-1465
E-mail hankushinhou@city.chiyoda.lg.jp

❖発表、情報発信の場を提供

「文化芸術の秋フェスティバル」事業では、区の文化芸術拠点施設はもとより、民間の文化芸術施設等を活用することで、区民の日頃の創作・表現活動やその発表の場や機会を支援し、区民相互の親睦と区民文化の興隆を図っています。

これらの事業をとおして人々が交流し、意見交換を行うことで活動の質を高め合う機会を提供します。交流の中から新たな活動への発展が期待できます。加えて、芸術家・作家との交流により、区ならではの新たな文化芸術の創出につなげることを目指します。



文化芸術の秋フェスティバル
(オーケストラフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル
(コーラスフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル
(芸能のつどい)



文化芸術の秋フェスティバル
(作品展)

施策5

多様な主体との連携

▶区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る

区内に立地する大学や民間企業、大使館、博物館等と連携し、意見交換や研究、イベント共催等を行うことで、新たな切り口から文化芸術活動の発展を図ります。

No.	事業名称	内容	担当課
27	千代田ミュージアムネットワーク	区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワーク会議を開催することによる、相互連携や協力の促進	文化振興課
28	区内民間文化施設との連携 <small>拡充</small>	区内の民間施設や大学と協定を締結し、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場所の確保	文化振興課
29	内幸町ホール代替施設利用料金補助	内幸町ホールの改修工事にかかる一時休館中に限定し、区内等の民間ホールを利用した場合の補助金の交付	文化振興課
30	地域コミュニティ活性化事業	地域が自ら企画・実施するイベント等事業に対する補助金の交付	コミュニティ総務課
31	外国人等の観光客への情報発信	多言語でのガイドマップ作成やウェブサイト・SNSでの情報発信、観光案内所の充実等による、観光資源情報の効果的な発信	商工観光課 (観光協会)
32	区内大使館等との連携	区内の大使館等と国際交流イベントを実施することによる、異文化交流の推進	国際平和・男女平等 인권課

❖地域の博物館等との連携

「千代田ミュージアムネットワーク」事業では、区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワークを構築し、相互連携や協力を促進しています。区内に蓄積する豊富な文化財・芸術品等の資産を周知・活用し、次世代に継承する新たな文化芸術の振興につなげます。

❖区内文化施設との連携

内幸町ホールなど文化芸術拠点施設が改修工事のため一時休館となるなか、「区内民間施設との連携」がますます必要となります。区内に多く存在する民間ホールや大学等と連携して、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場を確保し、新たな文化の創出を図ります。

また、本プラン期間中には、日本大学カザルスホールの活用に向けて、日本大学と協議を進めていきます。



重点目標3 育てる

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。(区文化芸術基本条例第7条より。)

施策6

子どもの育成

▶子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する

将来の文化芸術振興を担う子どもたちに、作品鑑賞や創作活動等、文化芸術に触れるさまざまな機会を提供し、裾野を広げる担い手の育成を行います。

No.	事業名称	内容	担当課
33	体験教室	区の歴史や伝統文化に親しむ講座やワークショップの開催	文化振興課
34	新規 子ども1日書店長	地域の書店の協力のもと、子どもが自ら本屋の店長となり、お勧めの本を売るイベント	文化振興課
35	読み聞かせ、おはなし会	図書館や児童館等で行う、読み聞かせやおはなし会等のイベント	文化振興課
36	伝統文化を理解する教育	古典芸能の鑑賞や実演指導による、日本の伝統文化に触れる機会の提供	学務課 指導課
37	国語教育・読書活動の推進	文化芸術の基盤をなす国語教育充実のため、成長過程に応じた講座等の実施	指導課
38	児童余暇事業	幼児・児童・生徒にスポーツや文化活動等、多様な活動の場や機会の提供	生涯学習・ スポーツ課

❖学習体験の機会の提供

子どもの頃から文化芸術に触れ、豊かな感性、創造力を養うことができる体験や学習機会の充実を図ります。

また、広く機会が提供されるよう学校の授業や課外活動の一環として鑑賞・学習の機会を設けます。いずれの機会においても質を重視し、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れ、また豊かな学習体験を得ることができるよう努めます。

「体験教室」では、江戸時代から継承されてきた優れた伝統文化を体験し、それらを育ててきた地域性を理解することにより、地域に根付く衣食住やものづくりに関する歴史・文化を次世代に伝えていきます。



体験教室

❖発信、表現する力の育成

区内在住・在学の子どもたちが自ら本屋の店長となり、自分のお勧めの本を紹介し、販売する「子ども！日書店長」を実施することにより、本（読書）に親しむきっかけをつくとともに、子ども自身の創造力や想像力、コミュニケーション能力を育てる機会を提供します。

また、イベントを開催するタイミングで、区内の歴史や産業等を知ることができ、る「なぞときラリー」を開催し、知的・創造的な刺激を得る機会も提供します。



子ども！日書店長

創り手の育成

▶文化芸術を創造する人材の育成を図る

文化芸術に係る育成講座の開催、創作活動の場の提供やアーティストとの交流等、さまざまなかたちで文化芸術を創造する人材の発掘・育成につなげます。

No.	事業名称	内容	担当課
39 新規	ちよだ アーティスト バンク	区に縁のあるアーティストを紹介するウェブページを制作し、アーティストのインタビュー等を通じたネットワークの形成	文化振興課
40	人材バンク活用講座	生涯学習人材バンクの登録者に講師となる機会を提供するとともに、人材バンク登録制度への区民の関心の喚起及び学習機会の提供	生涯学習・ スポーツ課

❖創造する人材の発掘と育成

区内で文化活動を実践し、千代田区ならではの文化芸術の創造を担う人材の育成を多様な面から支援していきます。また、地域に根差した自主的で独創的な文化芸術活動を推進します。

「ちよだアーティストバンク」事業では、区にゆかりがあるアーティストを紹介するバンクのウェブページを制作し、アーティストの取材や情報発信を通じてネットワーク形成につなげていきます。なお、ちよだアートスクエアのリニューアルオープン後には、年ごとにレジデントアーティストを選定し、発表と交流の場を提供していきます。

「人材バンク活用講座」では、生涯学習人材バンクの登録者に講座の講師となる機会を提供することにより、人材バンク登録制度への区民の関心を高め、区民の学習活動の機会を広げていきます。



人材バンク活用講座

支え手の育成

▶文化芸術を支える人材を育成し、活用する

イベントの企画運営や作家と鑑賞者とのコーディネート、活動を支えるボランティア等に携わる人材を育成し、文化芸術振興で活躍する機会を提供します。

No.	事業名称	内容	担当課
④①	新規 コミュニケーター育成プログラム	次世代とクリエイティブ手法をつなぐコミュニケーターの育成	文化振興課
④②	国際交流・協力ボランティアバンクの活用	地域の中で国籍や文化の違いを超えて交流を図るコミュニティ	国際平和・男女平等・人権課
④③	ちよだ生涯学習カレッジ	学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材のサポート	生涯学習・スポーツ課

❖地域の文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術を支える人材を育成するためには、次世代が自主的に文化芸術に携わる機会を増やし、主体的に関わろうとする意欲や機運を醸成することが重要です。「**コミュニケーター育成プログラム**」事業では、次世代とクリエイティブ手法（デジタル／アナログ）をつなぐコミュニケーターを育成するとともに、アーティストと区民が一体となった共創型プログラムも実施します。

また、本プログラムでは、障害の有無にかかわらず参加できる事業を展開することで、文化芸術を通じた多様性への理解や新たな価値の創出を実践し、共生社会の実現を目指します。

❖国際交流・協力活動の促進に資する人材の活用

区内の多文化共生を促進するため、「**国際交流・協力ボランティアバンクの活用**」事業として、文化や観光、国際交流・国際協力等、さまざまな分野で講座・講演会を通じてボランティアを養成し、その人材を積極的に活用します。



コミュニケーター育成プログラム

2 文化芸術拠点施設の今後の取組

本プランでは引き続き、文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として、「ちよだアートスクエア」「日比谷図書文化館」「内幸町ホール」「九段生涯学習館」を位置づけます。3つの重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」の実現にあたって、これらの施設が文化芸術活動の発信、さらには交流の場となることに改めて着目し、さらなる有効活用に向けた取組を推進していきます。

事業は4つの拠点施設に限定するのではなく、他の公共・民間施設や関係機関等とも連携・展開していくことで、区全体での文化芸術振興を図ります。



❖ ちよだアートスクエア

～アートでつながる交流拠点～

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進や、アートを発信する文化芸術の拠点として、主に「創る」と「育てる」という目標の実現に寄与する施設です。

次世代を担う子ども・若者の想像力育成及び、文化芸術を創り、担う人の育成を目指す拠点として、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していきます。新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民が文化芸術に親しめるよう講座やワークショップなどを通じて、創作・表現を体験する機会もつくっていきます。

また、民間事業者のノウハウやネットワークを生かし、さまざまな学びと交流の場を提供するとともに、ちよだの魅力を区内外、国内外に共有・発信していきます。

現在改修工事のために休館中ですが、再開後は「音楽・動画配信スペース」を新たに設け、音楽やダンス等の活動を楽しむとともに、動画配信など幅広い活動を通じて多様な世代の人々が交流できるような機能を持たせます。



ちよだアートスクエア外観
(改修後イメージ)



コミュニティスペース
(改修後イメージ)



教室
(改修後イメージ)



メインギャラリー
(改修後イメージ)

❖ 日比谷図書文化館 ～新たな興味や関心が広がる知の交流拠点～

日比谷図書文化館は、本を読み、調べる図書館と、歴史や多彩な文化情報を展示するミュージアム、さまざまな講座・講演会等の開催をととした文化活動・交流機能が一体となった複合文化施設です。

区の魅力を「保存し伝える」ことに加え、「創る」、「育てる」についても、その目標実現に寄与します。

ミュージアム機能の中心を担う常設展示室と特別展示室では、資料や映像を利用しながら区の魅力ある歴史をはじめ、多彩な文化情報を伝える展示を実施していきます。

加えて、施策2でも紹介したとおり、図書・文化財のデジタルアーカイブシステムの構築を進めることにより発信力を高め、知的財産の集積地としてさらなる魅力向上を図ります。

また、江戸・東京の歴史文化、本、スキルアップ、芸術などの多彩なテーマで、講座やワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供することで、区民の文化芸術活動を支援します。



日比谷図書文化館外観



図書フロア



特別展



講演会

❖内幸町ホール

～舞台出演と鑑賞、ハレの日の交流拠点～

内幸町ホールは、区民の文化芸術活動のハレの日を支えるとともに、シャンソンや落語の聖地として親しまれている施設です。舞台出演の体験に加えて、鑑賞することで文化芸術の支え手を育て、重点目標「創る」と「育てる」に寄与します。

また、出演者が発信した芸術を鑑賞者が受け取る広義の交流や、鑑賞後の意見交換等により、活動の質を高めたり新たな活動が生まれたりする拠点にもなります。

現在改修工事のため休館中ですが、出演者や鑑賞者として、より多くの区民に参加してもらえる仕組みをつくることによって、区民の文化活動ならびに文化芸術を通じた交流を活性化します。



内幸町ホール客席（改修後イメージ）



内幸町ホール文化祭

❖九段生涯学習館

～人生100年時代の生涯学習、幅広い学びの交流拠点～

九段生涯学習館は、区民の自主的かつ継続的な学習活動の場を提供するだけでなく、文化芸術の担い手を育成する拠点となる施設です。重点目標「育てる」の観点から活動する人の輪を広げ、「創る」における創作、発表、交流の機会へとつなげます。

文化芸術そのものの学びだけでなく、生活にさまざまな楽しみや生きがいを持つことで、より豊かで充実した人生を過ごせるよう、他世代やグループ同士の交流につながる取組も行っていきます。



九段生涯学習館外観



九段ギャラリー

第5章

計画の推進

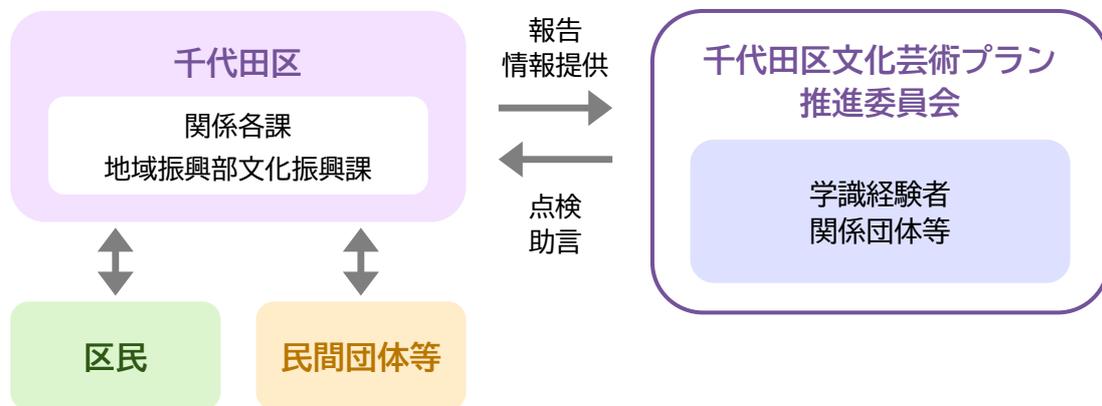
❖ 計画の推進体制

本プランの計画推進に当たっては、庁内の関係部局や各文化施設と連携・調整を行い、効果的かつ着実な推進を図ります。

区、企業、学校、NPO、地域団体等の民間団体、文化芸術活動を実践する個人、文化芸術団体においては、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して計画の推進を図ります。

❖ 計画の進行管理・評価

区は、年度毎に事業の進捗状況を把握し、事業をよりよいものに改善しながら本プランを推進していきます。また、学識経験者、関係団体及び区職員から構成される千代田区文化芸術プラン推進委員会を設置し、第5次プランに位置付けられた取組の実施状況やその成果を点検するとともに、計画の推進に対して助言を行います。



資料編

1 千代田区文化芸術プラン(第5次)推進委員会 委員名簿

敬称略

No		所属等	氏名
1	委員長	明治大学政治経済学部 教授	星野 泉
2	委員 (職務代理者)	千代田区文化財保護審議会委員 東京科学大学博物館 教授	山崎 鯛介
3	学識経験者	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー 学芸室長	田中 晴子
4	文化関係	千代田区文化芸術協会 理事長	新井 巖
5	文化関係	千代田区文化連盟 代表幹事	阿部 俊裕
6	文化関係	元千代田区観光協会アンバサダー	マライ・メントライン
7	区	地域振興部文化スポーツ担当部長(令和6年度)	佐藤 尚久
		地域振興部文化スポーツ担当部長(令和7年度)	中田 治子

2 千代田区文化芸術プラン(第5次)策定経過

年度	月	内容
令和6年度	3月	第2回文化芸術プラン推進委員会 ・第5次プラン策定概要 ・第5次プラン策定スケジュール確認
令和7年度	4月	
	5月	第1回文化芸術プラン推進委員会 ・第4次令和6年度進捗状況報告 ・第4次計画の評価 ・素案検討①
	6月	
	7月	第2回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討② ・体系図案
	8月	第5次プラン掲載事業調査
	9月	第3回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討③
	10月	第4回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討④
	11月	
	12月	計画素案確定
	1月	パブリックコメント(1/5-1/26) 1月5日号予定
	2月	
	3月	パブリックコメントの結果公表 計画確定 計画書・概要版納品

3 千代田区文化芸術基本条例

平成16年3月17日条例第1号

改正 平成30年3月23日条例第2号

前文

私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在している。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されている。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されている。

こうした千代田区の歴史や文化が私たちに教えているのは、互いを思いやり、心豊かで安全に生活できるまちのすばらしさである。優れた文化芸術は、人々に感動を与え、心を揺り動かし、豊かな感性の醸成につながる。私たちはこれまでの千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育てていかなければならない。

私たちは、「教育と文化のまち千代田区宣言」をさらに発展させ、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創るためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする。

(区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、区の特성에応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、文化芸術に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であることを踏まえ、区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び協力に努めなければならない。

3 区は、区が実施する施策に、文化芸術に関する視点を取り入れるよう努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かして、自主的かつ創造的な活動の推進に努めるとともに、相互に理解し合い、尊重し合わなければならない。

(民間団体等の責務)

第5条 企業、学校、民間非営利団体（NPO）、地域団体等（以下「民間団体等」という。）は、区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めなければならない。

(文化芸術の推進のための計画)

第6条 区長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(重点目標)

第7条 区は、次の各号に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な施策を立案し、実施する。

(1) 保存し伝える 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。

(2) 創る 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。

(3) 育てる 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。

(顕彰)

第8条 区は、優れた文化芸術活動に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区文化芸術プラン（第5次）

令和8年3月発行

編集・発行 千代田区地域振興部文化振興課

住 所 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電 話 03 (5211) 3628



第5次
千代田区
文化芸術
プラン

概要版 **案**

令和8年3月
千代田区

音声
コード

❖ 計画の位置づけ

本プランは、千代田区文化芸術基本条例に基づき、総合的かつ計画的に文化芸術に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

また、令和5年の千代田区第4次基本構想で示された「伝統と未来が調和し、躍進するまち」という将来像や関連計画もあわせて、本計画を推進していきます。



❖ 計画における区の文化資源

千代田区は、江戸幕府開府以来、明治、大正、昭和、平成と400年の長きにわたり常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地であり、伝統文化や生活様式などを含む豊富な文化資源があります。これらすべてを本プランにおける文化芸術資源とします。

浮世絵などの「伝統文化」とされるものから、秋葉原のポップカルチャーまで、移り変わる時代の中で形成された芸術や文化、個性的な街、地域の人々が受け継いできた祭や行事などの無形の伝統文化、皇居を中心とする豊かな緑地など、千代田区は数多の個性的な文化資源を有しており、こうした特徴が多くの人々を惹きつけ、新たな刺激となって、今日の文化芸術につながっています。

これらを踏まえ、千代田区で過ごすすべての人々が、多様なかたちで文化芸術に親しむことができるような機会の提供と、そこから生まれる多様な文化資源を文化芸術振興に活用することを基本的な方向性として、施策を展開していきます。

音声
コード

❖ 基本目標

本プランは「千代田区文化芸術基本条例」第6条に基づき定めるものです。これにより、同条例の第1条に示される「目的」を本プランの基本目標として掲げます。

文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く

千代田区文化芸術基本条例

(目的) 第1条

この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

本プランでは次の2つを目指すべき姿とします。

- ～ 心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現 ～
- ～ 文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現 ～

❖ 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）に基づき、次の3つの柱を設定します。

保存し伝える	創る	育てる
区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。	地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。	将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。

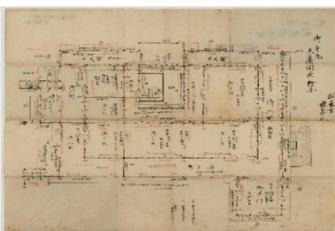
音声
コード

◆ 施策体系

基本目標	重点目標	施策
文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く	1 保存し 伝える	施策1 文化芸術遺産の保存・継承 歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する
		施策2 資源活用と情報発信 イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す
	2 創る	施策3 文化芸術風土の醸成 区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる
		施策4 創作活動の促進 文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する
		施策5 多様な主体との連携 区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る
	3 育てる	施策6 子どもの育成 子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する
		施策7 創り手の育成 文化芸術を創造する人材の発掘や育成を図る
		施策8 支え手の育成 文化芸術を支える人材を育成し、活用する



文化財企画展・特別展



図書・文化財のデジタル化



昼休みコンサート

音声
コード

主な事業	文化芸術拠点施設			
	ちよだ アートスクエア	日比谷 図書文化館	内幸町 ホール	九段生涯 学習館
伝統工芸継承事業	●	●		
昔あそびの伝承				
文化財企画展・文化財特別展		●		
図書・文化財のデジタル化		●		
昼休みコンサート	●			
地域と連携した展示・イベント	●	●		
文化事業助成	●		●	
文化芸術の秋フェスティバル				●
千代田ミュージアムネットワーク	●	●		
区内民間文化施設との連携				
体験教室		●		●
(仮称)子ども1日書店長	●	●		
ちよだアーティストバンク	●		●	
人材バンク活用講座				●
コミュニケーター育成プログラム	●			
国際交流・協力ボランティアバンクの活用				



地域と連携した展示
・イベント



体験教室



人材バンク活用講座

音声
コード

❖ 施策内容

重点目標1 保存し伝える

❖ 施策1 文化芸術遺産の保存・継承

文化芸術遺産の保存に加えて、文化財や史跡、歳時記等の暮らしの文化を学ぶ講座やイベント等をとおして、区民が歴史や伝統文化を学び、それらを共有することによる活用・継承を促進します。

❖ 施策2 資源活用と情報発信

イベントや観光をとおして文化芸術遺産を発信し、広く認知されることで、その価値を高め、これらを将来にわたって保存し未来に継承する土壌をつくります。

重点目標2 創る

❖ 施策3 文化芸術風土の醸成

身近な場所でまちの歴史や伝統、暮らしの文化に触れたり文化財や芸術作品を鑑賞したり、区民が日常生活の中で文化芸術に親しむことのできる環境を創出します。

❖ 施策4 創作活動の促進

区内で文化芸術活動を行う個人・団体に対し、発表の場や機会の提供、情報発信、資源の提供等、さまざまなかたちで支援し、創作活動を促進します。

❖ 施策5 多様な主体との連携

区内に立地する大学や民間企業、大使館、博物館等と連携し、意見交換や研究、イベント共催等を行うことで、新たな切り口から文化芸術活動の発展を図ります。

重点目標3 育てる

❖ 施策6 子どもの育成

将来の文化芸術振興を担う子どもたちに、作品鑑賞や創作活動等、文化芸術に触れるさまざまな機会を提供し、裾野を広げる担い手の育成を行います。

❖ 施策7 創り手の育成

文化芸術に係る育成講座の開催、創作活動の場の提供やアーティストとの交流等、さまざまなかたちで文化芸術を創造する人材の発掘・育成につなげます。

❖ 施策8 支え手の育成

イベントの企画運営や作家と鑑賞者とのコーディネート、活動を支えるボランティア等に携わる人材を育成し、文化芸術振興で活躍する機会を提供します。

音声
コード

❖文化芸術拠点施設の今後の取組

本プランでは引き続き、文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として、「ちよだアートスクエア」「日比谷図書文化館」「内幸町ホール」「九段生涯学習館」を位置づけます。3つの重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」の実現にあたって、これらの施設が文化芸術活動の発信、さらには交流の場となることに改めて着目し、さらなる有効活用に向けた取組を推進していきます。

事業は4つの拠点施設に限定するのではなく、他の公共・民間施設や関係機関等とも連携・展開していくことで、区全体での文化芸術振興を図ります。



新たな興味や関心が広がる
知の交流拠点



日比谷図書文化館



内幸町ホール



舞台出演と鑑賞、
ハレの日の交流拠点



アートでつながる
交流拠点



ちよだアートスクエア



九段生涯学習館



人生100年時代の生涯学習、
幅広い学びの交流拠点

文化芸術を通じて
豊かな区の
未来を拓く

音声
コード



千代田区文化芸術プラン（第5次）
【概要版】

令和8年3月発行

編集・発行 千代田区地域振興部文化振興課
住 所 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
電 話 03 (5211) 3628

音声
コード